

第六十五回国会 商工委員会 議 録 第 三 号

昭和四十六年二月二十三日(火曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 八田 貞義君

理事 浦野 幸男君

理事 進藤 一馬君

理事 武藤 嘉文君

理事 吉田 泰造君

石井 一君

遠藤 三郎君

神田 博君

坂本三十次君

藤尾 正行君

山田 久就君

中谷 鉄也君

横山 利秋君

川端 文夫君

出席國務大臣

通商産業大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

公正取引委員長 谷村 裕君

公正取引委員長 吉田 文剛君

事務局長 小宮山重四郎君

通商産業政務次官 小宮山重四郎君

通商産業省企業局長 両角 良彦君

通商産業省重工局長 赤澤 璋一君

通商産業省鉱山局長 石成局長 本田 早苗君

通商産業省鉱山局長 石成局長 本田 早苗君

中小企業庁長官 吉光 久君

委員外の出席者

商工委員会調査室長 室長 椎野 幸雄君

委員の異動

二月十八日

辞任

矢野 詢也君

同日

辞任

中谷 鉄也君

同日

辞任

近江巳記夫君

同日

辞任

細谷 治嘉君

同日

辞任

貝沼 次郎君

同日

辞任

矢野 詢也君

同日

辞任

補欠選任

相沢 武彦君

補欠選任

細谷 治嘉君

補欠選任

貝沼 次郎君

補欠選任

中谷 鉄也君

補欠選任

近江巳記夫君

同日

辞任

矢野 詢也君

同日

補欠選任

近江巳記夫君

同日

辞任

二月二十日  
低いお燃料の輸入確保に関する陳情書(十都道府県議会議長会議代表福岡県議会議長三苦欽英外九名(第四〇号))  
繊維産業の危機打開に関する陳情書外一件(兵庫県議会議長新田秀雄外一名(第一〇一号))  
は本委員会に参考送付された。  
本日の会議に付した案件  
特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法案(内閣提出第四九号)  
通商産業の基本施策に関する件  
私的独占の禁止及び公正取引に関する件  
○八田委員長 これより会議を開きます。  
内閣提出、特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法案を議題といたします。

特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法案  
特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法  
置法  
(目的)  
第一条 この法律は、特定電子工業及び特定機械工業について、生産技術の向上及び生産の合理化を促進することにより、その振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に与寄し、あわせて国民生活の向上に資することを目的とする。  
(定義)  
第二条 この法律において「電子機器」とは、電子管、半導体素子その他これらに類似する部品を使用することにより電子の運動の特性を応用する機械器具並びに主としてこれらに使用される部品及び材料をいう。  
2 この法律において「機械」とは、機械器具(電子機器であるものを除く)及び主としてこれらに使用される部品(部品の半製品を含む。以下同じ)をいう。  
第三条 主務大臣は、次に掲げる事業について、その生産技術の向上又は生産の合理化を促進するうえでの基本となるべき事項に関する計画(以下「高度化計画」という)を定めなければならない。  
一 電子機器を製造する事業のうち、次に掲げるもの(以下「特定電子工業」という)イ わが国において生産技術が確立されていないか又はその水準が外国の水準に比べて著しく低い電子機器のうち、生産技術に関する試験研究(試作を含む。以下同じ)を特に促進する必要があるものであつて政令で定めるものを製造する事業  
ロ わが国において工業生産が行なわれていないか又は生産数量が著しく少ない電子機

器のうち、工業生産の開始又は生産数量の増加を特に促進する必要があるものであつて政令で定めるものを製造する事業  
ハ 性能又は品質の改善、生産費の低下その他生産の合理化を特に促進する必要がある電子機器であつて政令で定めるものを製造する事業  
二 機械を製造する事業のうち、次に掲げるもの(以下「特定機械工業」という)イ 危害の防止若しくは生活環境の保全若しくは新技術の企業化、省力化その他の事業活動の方式の改善又は機械を製造する事業の基盤の強化(以下「危害の防止等」という)に資するため、生産技術に関する試験研究を特に促進する必要がある機械であつて政令で定めるものを製造する事業  
ロ 危害の防止等に資するため、性能又は品質の改善、生産費の低下その他生産の合理化を特に促進する必要がある機械であつて政令で定めるものを製造する事業  
2 高度化計画に定める事項は、次のとおりとする。  
一 前項第一号イの特定電子工業及び同項第二号イの特定機械工業にあつては、イの事項及び必要に応じロ又はハの事項  
イ 試験研究の内容及びその完成の目標年度  
ロ 試験研究に必要な資金に関する事項  
ハ その他試験研究の促進に関する重要事項  
二 前項第一号ロの特定電子工業にあつては、イの事項及び必要に応じロからニまでの事項  
イ 工業生産の開始の目標年度又は目標年度における生産数量  
ロ 新たに設置すべき設備の種類及び数量  
ハ 工業生産の開始又は生産数量の増加に必要な資金に関する事項

ニ その他工業生産の開始又は生産数量の増加の促進に関する重要事項

三 前項第一号ハの特定電子工業及び同項第二号ロの特定機械工業にあつては、イの事項及び必要に応じロからホまでの事項  
イ 目標年度における性能又は品質、生産費その他合理化の目標  
ロ 新たに設置すべき設備の種類及び数量  
ハ 適正な生産の規模又は事業の共同化若しくは生産すべき品種の専門化に関する事項  
ニ 合理化に必要な資金に関する事項  
ホ その他合理化の促進に関する重要事項

3 高度化計画には、機械に電子計算機その他の電子機器を組み合わせることに伴う自動制御化その他の機械の性能の向上（以下単に「機械の自動制御化等」という。）の促進について、特に配慮が払われていなければならない。  
4 主務大臣は、第一項の規定により高度化計画を定めるときは、遅滞なく、これを告示しなければならない。

（計画の変更）  
第四条 主務大臣は、特定電子工業又は特定機械工業（以下「特定電子工業等」という。）に関する技術の著しい進歩又は生産条件その他経済事情の著しい変動のため特に必要があると認めるときは、高度化計画を変更しなければならない。

2 前条第四項の規定は、前項の場合に準用する。  
（資金の確保）  
第五条 政府は、高度化計画に定める所要の資金について、その確保又は融通のあつせんに努めるものとする。

（共同行為の実施に関する指示）  
第六条 主務大臣は、第三条第一項第一号ハの特定電子工業又は同項第二号ロの特定機械工業（以下「合理化関係特定電子工業等」という。）に関して、当該事業に係る高度化計画に定める合理化の目標を達成するため特に必要があると認めるときは、当該事業を営む者に対し、規格の制限又は技術の制限に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。

2 主務大臣は、合理化関係特定電子工業のうち、生産の合理化を促進しなければ国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあるものに関して、当該事業に係る高度化計画に定める合理化の目標を達成するためやむを得ない必要があると認めるときは、当該事業を営む者に対し、次の事項に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。

一 品種の制限（規格の制限を除く。）  
二 部品又は原材料の購入方法  
三 生産施設の利用  
3 主務大臣は、第一項に規定する規格の制限に係る共同行為をもつてしては第三条第一項第一号ハの政令で定める電子機器又は同項第二号ロの政令で定める機械（以下「合理化関係電子機器等」という。）の規格の制限をすることが困難である場合において、特に必要があると認めるときは、その合理化関係電子機器等を部品又は材料として使用して電子機器又は機械（以下「電子機器等」という。）を製造する事業（合理化関係特定電子工業等を除く。以下この項及び第十六条において同じ。）を営む者に対し、その使用する合理化関係電子機器等の規格の制限に係る共同行為を実施すべきことを指示することができる。ただし、その合理化関係電子機器等を部品又は材料として使用して電子機器等を製造する事業の合理化に資すると認められないときは、この限りでない。

4 第三項の規定による指示は、共同行為をすべき期間及び共同行為の内容を定めて、告示により行なう。  
（共同行為の内容）  
第七条 前条第一項から第三項までに規定する共同行為の内容は、次の各号に適合するものでなければならぬ。  
一 高度化計画に定める合理化の目標を達成す

るため必要な程度をこえないこと。  
二 一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないこと。  
三 不当に差別的でないこと。  
（共同行為の指示の変更等）  
第八条 主務大臣は、第六条第一項から第三項までの規定による指示に係る共同行為の内容が前条各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その指示を変更し、又は取り消さなければならない。  
2 第六条第四項の規定は、前項の場合に準用する。  
（共同行為の届出）  
第九条 第六条第一項から第三項までの規定による指示（前条第一項の規定による変更があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。）を受けた者は、その指示に従つて共同行為をしたときは、遅滞なく、主務省令で定める事項を主務大臣に届け出なければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。  
（規格の制限に関する命令）  
第十条 主務大臣は、第六条第一項の規定により規格の制限に係る共同行為を実施すべきことを指示した場合において、次の各号に該当するときは、当該指示に係る合理化関係特定電子工業等を営む者に対し、当該指示の内容に従つて合理化関係電子機器等の規格を制限すべきことを主務省令で命ずることができる。  
一 当該指示に従つて共同行為を実施している者の当該合理化関係電子機器等の生産額が当該合理化関係電子機器等の総生産額に対し相当の比率を占めているとき。  
二 当該指示に係る合理化関係特定電子工業等を営む者であつて共同行為を実施していないものの事業活動が当該事業に係る高度化計画に定める合理化の目標を達成するのに著しく障害となつていないとき。  
三 第六条第三項の規定による指示によつては、当該合理化関係電子機器等の規格の制限

をすることができないか又は著しく困難であるとき。  
四 第二号に規定する状態が継続することは、当該合理化関係特定電子工業等の生産方式の改善に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるとき。  
（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外）  
第十一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の規定は、第六条第一項から第三項までの規定による指示に従つてする共同行為については、適用しない。ただし、不公正な取引方法を用いるときは、この限りでない。  
（公正取引委員会との関係）  
第十二条 主務大臣は、第六条第一項から第三項までの規定による指示をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。  
2 主務大臣は、第八条第一項の規定による処分をしたとき、又は第九条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を公正取引委員会に通知しなければならない。

第十三条 主務大臣は、合理化関係特定電子工業等を営む者が当該事業に係る高度化計画に定めるところに従つて事業の共同化又は生産すべき品種の専門化（以下「事業共同化等」という。）を実施していること認められ、かつ、その事業共同化等を実施している者の当該合理化関係電子機器等の生産額が当該合理化関係電子機器等の総生産額に対し相当の比率を占めている場合において、その事業共同化等を実施している者以外の者が大規模な当該事業の開始又は当該事業の大規模な拡大をすることがその事業共同化等の実施に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがあると認めるときは、当該事業の開始又は拡大をしよ

うとする者に対し、その事業共同化等に参加

をすることをできないか又は著しく困難であるとき。

し、又は事業の開始の時期、事業の拡大の時期若しくは事業の規模を変更すべきことを勧告することができる。

2 前項の規定による勧告の内容は、当該事業に係る高度化計画に定める合理化の目標を達成するため必要な程度をこえないものであり、かつ、一般消費者及び関連事業者の利益を不当に害するおそれがないものでなければならぬ。

3 主務大臣は、第一項の規定による勧告をしようとするときは、当該事業の開始又は拡大をしようとする者に意見を述べ、機会を与えなければならぬ。

(合併等の場合の特例)

第十四条 主務大臣は、特定電子工業等を営む者に対し、次の各号の一に該当するときは、政令で定めるところにより、当該各号に規定する合併、出資又は法人の設立が当該特定電子工業等を営む者の生産規模の拡大、生産方式の改善、生産技術の著しい向上又は機械の自動制御化等に関する技術的能力の向上に寄与するものであり、かつ、当該特定電子工業等に係る高度化計画に定める目標を達成するため必要なものである旨の承認をすることができる。

一 特定電子工業等を営む者が電子機器等を製造する事業を営む他の法人と合併するとき。

二 特定電子工業等を営む者が特定電子工業等を営む他の法人に対して出資するとき。

三 特定電子工業等を営む者が電子機器等を製造する事業を営む他の者とともに出資して特定電子工業等を営む法人を設立するとき。

2 主務大臣は、前項第二号又は第三号に規定する出資をする特定電子工業等を営む法人に対し同項の承認をする場合には、政令で定めるところにより、当該法人に対し、当該出資に係る資産が当該出資を受ける法人又は当該出資に基づいて設立される法人の営む特定電子工業等の用に供するため必要なものである旨の承認をあわせてすることができる。

8 第一項の承認を受けた法人が政令で定める期限

間内に当該承認を受けたところに従つて合併した場合においては、当該法人の当該合併に係る清算所得については、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)で定めるところにより、法人税を軽減し、又は免除する。

4 第一項及び第二項の承認を受けた法人が政令で定める期間内に第二項の承認に係る資産を出資した場合においては、当該出資に係る益金の額に相当する金額は、租税特別措置法で定めるところにより、当該出資の日を含む事業年度の法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の規定による所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。

5 第一項の承認に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は当該承認に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人が当該承認に係る次の事項について受ける登記については、租税特別措置法で定めるところにより、登録免許税を軽減する。

一 会社の設立又は資本若しくは出資の増加

二 法人の設立又は資本若しくは出資の増加の場合における不動産の取得

(審議会への諮問)

第十五条 主務大臣は、次に掲げる場合には、電子・機械工業審議会に諮問しなければならない。

一 第三条第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき。

二 第三条第一項の規定により高度化計画を定め、又は第四条第一項の規定により高度化計画を変更しようとするとき。

三 第六条第一項から第三項までの規定による指示、第十条の規定による命令又は第十三条第一項の規定による勧告をしようとするとき。

(報告の徴収)

第十六条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特

定電子工業等を営む者又は合理化関係電子機器等を部品若しくは材料として使用して電子機器等を製造する事業を営む者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。

(主務大臣)

第十七条 この法律において主務大臣は、特定電子工業については通商産業大臣とし、特定機械工業については当該機械の生産を所掌する大臣とする。

(罰則)

第十八条 第十条の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第十九条 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十条 第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、一万円以下の罰金に処する。

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

2 この法律は、昭和五十三年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

(電子工業振興臨時措置法の廃止)

3 電子工業振興臨時措置法(昭和三十三年法律第七十一号)は、廃止する。

(罰則に関する経過措置)

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(通商産業省設置法の一部改正)

5 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中機械工業審議会の項及び電子情報処理振興審議会の項を次のように改める。

電子・機械工業審議会	電子工業その他の機械工業の振興に関する重要事項を調査審議すること。
情報処理振興審議会	電子工業の振興に関する重要事項を調査審議すること。

(中小企業信用保険法の一部改正)

6 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号を次のように改める。

一 会社及び個人であつて、特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法(昭和四十六年法律第 号)第二条第一項に規定する電子機器を製造する事業又は同法第三条第一項第二号ロの事業を行なうもの

(情報処理振興事業協会等に関する法律の一部改正)

7 情報処理振興事業協会等に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「電子情報処理振興審議会」を「情報処理振興審議会」に改める。

理由

最近における機械工業の経済的社会的諸条件の変化に対処するため、特定電子工業及び特定機械工業について、生産技術の向上及び生産の合理化を計画的に促進するための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○八田委員長 本案の提案理由の説明を聴取いたします。宮澤通産大臣。

○宮澤國務大臣 特定電子工業及び特定機械工業振興臨時措置法案につきまして、その提案理由及び御旨を御説明申し上げます。

御承知のとおり、機械工業は、わが国産業の中核として順調に発展を続けてまいりましたが、最近に至り、資本自由化の本格化をはじめとする経済の国際化の進展、労働力不足の激化という経済情勢の変化に加えて、公害問題、安全問題などの新たな社会的要請が急速に高まりつつあり、このような経済的、社会的要請にこたえるための新しい施策の展開が望まれるに至っております。

このような情勢にかんがみ、政府は、一昨年十二月から産業構造審議会重工業部会に対し、今後の機械工業政策について諮問し、昨年七月にその答申を得た次第であります。

七十年代の経済的社会的要請にこたえる機械工業政策を樹立するためには、この答申の趣旨に沿い、従来、機械工業政策の柱となっていた機械工業振興臨時措置法及び電子工業振興臨時措置法にかわり、特定電子工業及び特定機械工業について、生産技術の向上及び生産の合理化を促進することにより、その振興をはかる必要があり、このため本法案を提出した次第であります。

次に本法案の要旨について御説明申し上げます。

第一は、本法案によりまして振興をはかるべき対象についてであります。

本法案におきましては、試験研究、工業生産の開始または生産の合理化を促進する必要がある電子機器や危害の防止、生活環境の保全、省力化、技術革新、機械工業の基盤強化に資するため試験研究または生産の合理化を促進する必要がある機械を政令で指定し、これらにつきまして、以下に申し上げますような振興措置を講ずることとしております。

第二は、高度化計画の策定についてであります。

主務大臣は、ただいま申し上げました電子機器または機械につきまして、生産技術の向上または

生産の合理化を促進する上での基本となるべき高度化計画を策定し公表することとしたしております。この高度化計画の策定にあたっては、異業種間、特に機械と電子機器の相互依存関係の増大という事情にかんがみ、いわゆる機電一体化またはシステム化の方向について特に配慮することといたしております。

第三は、高度化計画達成のためにとるべき措置についてであります。

本法案には、合理化カルテルの実施のための指示、大規模事業の開始等に関する勧告、金融税制上の措置が定められております。

まず、合理化カルテルの指示につきましては、機械工業の特殊性から見まして、従来、機械工業振興臨時措置法及び電子工業振興臨時措置法に設けられていた制度を引き続き設けることとしたしております。この場合において、独占禁止法の精神に照らしその運用は特に慎重に行なうという見地から、カルテルの内容に応じた必要な要件を規定しております。

次に、大規模事業開始等に関する勧告につきましては、高度化計画に定めるところに従って実施している事業共同化等に重大な悪影響を及ぼし、国民経済の健全な発展に著しい支障を生ずるおそれがある場合に、大規模な事業の開始または拡大をしようとする者に対して、計画の変更等の勧告をすることができるとしております。これによりまして、高度化計画の円滑な遂行をはかる一助としたいと考えております。

また、金融・税制上の措置につきましては、高度化計画の実施に必要な資金の確保や融通のあつせんにつとめるとともに、合併等の場合の課税の特例措置を講ずることとしております。

第四は、電子・機械工業審議会に対する諮問についてであります。

本法案の適確な運用を確保するため、機械工業審議会及び電子情報処理振興審議会を改組し、電子・機械工業審議会を設置して、その積極的活用をはかることとし、対象業種指定の政令の立案、

高度化計画の策定、共同行為の実施に関する指示等をする際、諮問することとしたしております。

その他、本法案は、七年間の限用法とすること等、所要の規定を設けております。

以上、本法案の要旨を御説明申し上げた次第であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○八田委員長 これにて本案の提案理由の説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ります。

○八田委員長 次に、通商産業の基本施策に関する件、経済総合計画に関する件、並びに私的独占の禁止及び公正取引に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出があります。順次これを許します。中村重光君。

○中村(重)委員 通産大臣にお尋ねいたします。新聞の報ずるところによりますと、繊維交渉早急に再開、ミルズ案を軸にアメリカから正式な申し入れがあったというように伝えられておりますが、これは事実でございますか。

○宮澤國務大臣 米国からそのような申し入れを受けたことはございません。昨年暮れを機といたしまして、事実上その後正式の交渉は開かれておりませんが、両者とも何かの端緒をと考えてはおります。現在に至るまで、そのような端緒を発見するに至っておりません。

○中村(重)委員 それでは、この新聞報道にありまますこと、「アメリカ政府は、昨年末から中断している日米繊維交渉を早急に再開したい」と日本政府に申し入れてきた。これは十九日、牛場駐米大使から政府にはいった公電によって明らかにされたものである」ということで、佐藤首相の側近筋はこれを歓迎、交渉をできるだけ早く再開して四月までに解決したいとしており、また業界の一部にもこれに同調する動きがあるんだ、こういうことですが、非常にはっきり書いてあるんですけれども、

も、こういう事実は全くないんでしょいか。

○宮澤國務大臣 その報道のような事実は全くございません。それで米議会も、開会後ある程度時間があったてまいりましたから、また立法というよりなことがそろそろ言われ始めるであろうという、そういう背景は、これはもう御承知のようにございまして、そのような事実はございません。

○中村(重)委員 繊維の自主規制をめぐりまして、その後、業界の動きであるとか、また政府としても、公式の申し入れはないにいたしましたけれども、新聞で数回にわたっていろいろなことが伝えられてきたわけでございます。ですから、事務局の段階でか、いろんな打診であるとか、あるいは業界との接触であるとか、いろんなことが行なわれているのではないかと思うのですが、それらの動きはいかがでございますか。

○宮澤國務大臣 それは、業界がワシントンでいろいろ相談をしております。いわばリテンションしておりますが東京に参りまして、そうしてワシントンの模様あるいはわが国の業界の様子などを、いわば意見交換をいたしまして、先ごろワシントンに帰ったという事実は、これはございまして聞いておりますけれども、わが国の業界としても、別段この際まよった動きというものはないようございまして、私ども、業界からもそのような報告は聞いておりません。

○中村(重)委員 これは仮定論みたいなことになるのですが、私は必ずしもそうではないと考えてます。こととは、この繊維自主規制の問題については、しばしば議論されてまいりましたように、国会においての決議がある。さらにまた、業界が納得し得ないようなもので妥結することはあり得ない。これはもう政府が、通産大臣、一貫して本委員会において答弁をし、またそういう態度をとってこられたと私は思うのです。その考え方に、このことも変化はないというように理解してよろしゅうございませぬか。

○宮澤國務大臣 そのようにお考えくださいますし

て、けつこうでございます。

○中村(重)委員 次に、これもまた新聞報道で非常に重大な報道だと思つて、私はぜひこの際お尋ねしておかなければならぬ、むしろ確かめておかなければならぬと思つたのですが、航空機輸出、空軍向け認め、通産省の方針として、戦闘用はまあ除くんだということでございますけれども、輸出先がかりに軍隊であつてもかまわない、そういう方針をきめたということでございますが、これは事実でございますか。

○宮澤國務大臣 人命救助用にわが国から航空機を輸出したいという場合は、これを軍用に転換できるかどうかということ、技術的には非常にはつきりしております由であります、もともと軍用の装備をするためであれば、それなりのものを注文しなければ、非常にあつて改造に金もかかるというところが事実のようでございます。それでありますから、純粋に人命救助用でありましたら、いわゆる三原則等々には別段触れるところがないわけでございますけれども、昨今、わが国に対して外国がいろいろな批評を一部でいたしつづけていますし、またわが国の国内にも、それだけよけいいろいろなことを慎重にしなければならぬ、という世論も高まつてまいっておりますから、ただいま御指摘のような場合、具体的なケースが起りましたら、これはひとつよく考えてみたい。

従来は考えは考へておりました、やはり各方面の御意見も聞いた上で考へるべきことではないだらうか、さうに私は考へております。

○中村(重)委員 そつたいたしますと、従来、武器の輸出は、ただいまお答えがございましたように、いわゆる輸出三原則というのがあつたわけですね。その三原則によつて、軍隊向けの輸出は行なわれないという態度をとつてこられた。もちろんその三原則については、私からいまさら申し上げるまでもない。内容の点は、共産圏への輸出であるとか、紛争当事国への輸出であるとか、南アなど国連決議で武器の輸出が禁止されている国への輸出、これは禁止する、この三原則の上に立つ

て、戦闘用にそれが使われないといつたとしても、軍隊への武器を輸出するといふようなことは、これは避ける、やらないといふようなことを、実質的におとりになつてこられたのではないかと、ところが、いまの大臣のお答えからは、若干態度を変えて、いこうといふような考へ方があるのではないかと、いこうに感じ取られるのですが、従来この態度を若干変更するといふような考へ方があるのでしょうか。

○宮澤國務大臣 むしろ従来考へ方自身が、仕向け先がかりに軍隊でありましたも、明らかに戦闘用のものとそうでないものとが弁別ができません、したがつて、その用途自体が戦闘目的でない、人命救助等々であれば、これは三原則に触れるところはないといふふうに、従来考へてきておるに思ひます。

そこで、私がいま申し上げましたのは、それはそれで、私がいま申し上げましたのは、それは、それと、従来考へていかなければならぬこととありましますから、具体的なケースが起つたときに、従来考へはそれといたしまして、一度あつたこの御意見をよく伺つてみたほうがいいのではないかと、いこうの考へ方を考へておるわけでございます。

○中村(重)委員 戦闘用に使うか使わないかといふことは、なかなかわからないので、戦闘用に使いますといふようなことは、それは言わないうで、実際の戦闘用に使う。戦闘用といつても、広い意味でいろいろの要素で使つていけるわけでございますから、したがつて、いまお答えになりましたように、内外の世論を刺激してはいけなないといふ考へ方から、この輸出に対しては、きつめて慎重を期して、三原則を広く解釈するのではなくて、むしろ狭く解釈して、いこうとするのが従来考へた態度であつた、私はそのように理解をしておるわけですが、その態度は変えないといふように理解してよろしいと思ひます。

○宮澤國務大臣 結論をいたしまして申し上げますと、国の内外からつまらぬ疑いを受けるようない

ことは、これはつまらぬことでございますから、さういふこともよく考へていつたほうがいいなといふ気持ちを持つておるわけでございます。

○中村(重)委員 この三原則を広く解釈しない。いまお答えがございましたように、内外から誤解を受け、批判をされることはやらないほうがいいなといふのじゃなくて、やらない、さういふ態度をひとつ堅持していただくように強くひとつ要請をしておきたいと思ひます。

次に、原油の輸入の問題についてお尋ねをするわけですが、その前に、公正取引委員長に若干お尋ねをいたしておきますが、「新日本製鉄株式会社に対する監査について」という報告を、先般、業務の概略についてのお報告をいただいた際にも、管理価格の問題であるとか、あるいは歩積み両建ての問題であるとか等々、どのような取り組みをしたかといふようなことを大体知ることができたわけでございますが、私は、この「新日本製鉄株式会社に対する監査について」の内容を讀ましていただきましたが、私も、最も知りたいのは、八幡・富士が合併をいたしまして新日鉄ができた、それがどういふ方向をたどるであらうかといふこととあります。一番私も警戒をいたしておりますのは、価格の高位安定になるおそれがある、そのことと考へておりましたが、肝心の私も知りたいてい考へておる、また警戒をいたしておりました価格の調査といふものには、これは触れておられない。この調査をおやりにならなかつたので、さうか。

○谷村政府委員 私どもが先般公表いたしました「新日本製鉄株式会社に対する監査について」といふ、委員会に報告されたものの記録は、一昨年の同意審決によつて行なわれまして富士・八幡の合併が、同意審決の条件と申しますか、記載されておる事項のとおりになつたと実行されておるかどうかといふ、審決実行についての点に重点を置いて見たものでございまして、その観点から整理されております。そこに付言いたしてござい

ますように、別の角度からする、新しくできた合併会社が、経済的にあるいは市場の中でどういふ力を持つておるかといふような観点からする調査は、それではいたしてないわけでございます。そこで、御質問のございましたような意味での立場からする調査は、最近の鉄鋼市況の動き等との関係もございまして、別途進めることになつております。

○中村(重)委員 別途おやりになる、さういふのですが、なるほど、いまあなたのはどうで監査をされたこと、これもそれなりに必要であるといふことは私は認めるのです。しかし、いま一番大きな問題は、物価問題という面から、管理価格ということが大きな焦点である、これをなくすることが政治課題であるといふことは公正取引委員長も御承知でありましようし、そのことで公取に対するところの期待が大きいわけですが、したがつて、これらの監査をされる前に、管理価格といふものの硬直性といふものがどうなつていけるのであらうか、さういふことに一番先に着目をして、別途これからおやりになるというのではなくて、むしろそれをおやりしてほかつたといふように思ひます。

あなたのほうの業務報告にはいろいろございまして、たとえば管理価格の調査でも、四十五年度に写真用フィルム、アルミ地金あるいは家庭用合成洗剤の三品目をやつた、こう報告していらつして、御報告が実はあるわけですが、三十九年からお始めになつたと思ひますが、さうやく四十五年度においてこの三品目の調査が完了されたわけですが、これはどうしてだらうか。決してあなたのは、私がサボつておられたんではないと思ひます。やはり私が予算委員会でも指摘をいたしましたように、調査をするためには人と金といふものが重大な要素でありましよう。それほど人手不足のためにさういふ調査ができない。日銀の卸売り物価指数の中に、いわゆる価格硬直性といふようなものとして考へられるものが百二十品目ある。しか

し、その百二十品目を全部おやりになるわけじゃないでしようが、最も硬直性の高いものを調査をおやりになるのであろうかと思うのでございます。けれども、三年も四年もかかってわずかに三品目の調査しかできない。こういうことでございますから、あなたのほうで、この新日鉄の価格の調査をおやりになる、こういうことになりまして、いつの日にこれの調査ができるのであろうか。いま私どもに配付していただきました、こうしたいろいろな調査をしておるのにも相当の時間がかかったのであろう。それならば、むしろ、重要な問題にメスを入れるという観点からも、大きく注目されておるところの新日鉄の合併による価格の高位安定、いわゆる価格の硬直性というものがどうなっておるか、これに最重要を置いた調査をおやりになるというところが少なくとも公取の態度でなければならぬ、私はかように考えるのでございますが、その点いかがでございますか。

○谷村政府委員 御指摘になりました御趣旨は、よく私は了解することができるところでございます。与えられた職員と予算と時間とをもつて、最も能率的な仕事をしていかなければならぬわけでございますが、そのとき何をどう対象として選ぶかということには、おのずから先後、優劣があると思えます。鉄の問題につきましては、そういう意味で、まず第一に審決の執行状況をはっきり確認するということは、これは何としてもしななければならぬことでございますので、やりましたのでございますが、それを担当いたしました部はまた別の部でございますので、いま御指摘のような意味での調査をするところはまた別のところでございしますが、その中で、先ほどおっしゃったような管理価格の問題として取り上げておりますことはまた別に、鉄の問題だけをひとつこの際取り上げてやろうということではスタートいたしました、これはそういう意味では、いわば全体を大づかみに把握しようというような意味もございしますので、できれば三月一ぱいに一応の整理を終えてみたい、かように考えて進めております。

○中村(重)委員 いまお答えがございましたように、部内のいろいろな機構、それぞれの専門的な機能があるということは、私もよくわかります。それはどうでもいいと私は申しません。しかし、少なくともあなたは公正取引委員会の委員長です。あなたの考え方というものが全体的に大きな影響を与えるであろうことは私はわかる。やはり重要な問題については、総力をあげてやる必要だっただけで起ってくるのではないかと、そのように考えます。たいへん言い過ぎた指摘になるかもしれませんが、何かしら企業に都合の悪いことはあつてお返しするといったような感じがしてなりません。もう少し公正取引委員会は、あなたのほうに期待をしておる国民の願望と申しますか、期待にこたえるように全力を傾けていただきたい。そのことを強く私は要求したいと思えます。

先般の物価対策特別委員会でも、私はカラーテレビの問題を申し上げました。あなたの答弁があり、通産大臣の答弁がありました。カラーテレビの調査というものが、二重価格をなくして実勢価格にこれを近づけていく、そういうことに焦点を置いた調査になっている。しかし公正取引委員会が、景表法によって二重価格制度というものをなくする、これを撤廃させる強い勧告をされたというところについては、私はそれは評価しておるわけですが、それについては、その結果が、通産省の指導の問題と相まって、どのような結果を生んでおるのであろうか。少なくとも私は、これが悪用されて、これをてことして管理価格の体制がつくり上げられつあるということについて真剣に考えてもらわなければならぬと思っております。

ことが悪用されておるといふことであるならば、これに反省をしなければならぬと私は思っております。公正取引委員会が職権で二重価格をなくする、そういうことは公正取引委員会の任務なんだから、通産省がそれをあと追いつけるような形で、むしろそれを逆用されるような形で、実勢価格に近づけるような二五%の値下げをさせようなんていう、そういう態度をおとりになったということ、大きな弊害がもし出されてきておる、そのことを申し上げて私は指摘をしたわけでありまして、率直にそのことについては反省をしてもらわなければならぬ。自分のやった指導ということについては、適当でなかったことを考えられるならば、その反省の上で立つて、より有効な適切な方法はどうかあるべきかということについて考えをめぐらし、それに対処していかれるということが正しい態度でなければならぬと私は考えるのです。自分は善意でやったんだからいいじゃないか、それは結果がどうあろうともいたし方はないのだというような態度があるとするならば、私はこれはきわめて無責任であると考えてるわけでございます。

したがって、いま起りつつある、現に起こっておるところの管理価格体制の方向、これに對してどのようなメスを入れようとするのか、あらためてここで通産大臣と公正取引委員長にお答えをいただきたいと思えます。

○宮澤国務大臣 ただいま鉄鋼のことについてのお尋ねであると思っておりますので、昨年の中途からずっと鉄鋼の価格が値下がりをいたしました。今日までその状態が続いておるわけでございます。この間にあって、管理価格のようなものがあるかないかということでございますけれども、私は一貫して、そのようなものはないという考えをとっております。そういう見方をいたしておりますので、業界における競争は相変わらずきわめて熾烈である、またそれでいいのだというふうに考えておるわけでございます。

かずに、ただ、一つの市場の動向なり、その中における企業の動きなり、そういうものがどういふことになるか、どうなっておるかということに急いで調べて一まとめにしたい、かように考えていま現に進めておるところでございます。

○中村(重)委員 通産大臣、鉄鋼のことについてお答えになるのめつけようでございますが、物価問題の連合審査の中で、カラーテレビの問題について私が質問した。それに対するあなたのお答えがあった。私が指摘をいたしましたような結果が生み出されているのだから、それに対して、その反省の上で立つて今後どうしようとお考えになっておられるのか、そのことに対する答弁を私は聞きたいのです。

○宮澤国務大臣 その点はいまちょっと私が伺い違ったといえますか、あのときにお尋ねがありました。お答えを申し上げたつもりであったのでありますけれども、私どもは、現金正価というおかしなものをお尋ねの趣意でございまして、そういう行政目的でいたしたわけでございますが、まあ、その結果が、あたかも私どもが公定価格を設定して、もうこれでいいのだというふうな印象を生産者あるいは消費者、あるいは流通機構に与えたといえますと、それは私どものねらったところではもとよりないわけでありまして、誤った現金正価というふうないわゆる上り底をなくしてしまつた、そのあとにはもちろん競争状態が支配するようになつておるわけでありまして、それをなればならぬと考へておるわけでありまして、それを世間でそのようにお考えになっておられなかつたことについては、それは私どもの本意ではもとよりございませぬ。あのときにも申し上げましたが、公正取引委員会においても私どもにおきましても、関係者にそういう意味合いではないということとはまた重々お話をしておるわけでございます。

○中村(重)委員 通産大臣、そういうふうな考え方でよろしいものでしょうか。要するに、二重価格というものがよくないのだ。それは公正取引委

員会が、景表法に違反をするからこれに対して警告をした。聞かなければ排除命令をやるという強い態度をとったのですよ。これは公正取引委員会の領分なんです。職権なんです。それをあなたのほうで、二重価格はよくないからといって、公正取引委員会がそのような警告をし、それによるこの措置を業界も受け入れて、これを改めていこうとするような動きの中で、何のためにあなたのほうが一五%値下げをしない——現金正価と実勢価格との間には一五%ないし二〇%も開きがあるのだ。だからあなたのほうの一五%の値下げというのは、値下げではなくて、現に売られておる価格に近づけたにすぎない。それが通産省のある意味におけるところの指導価格になった。いわゆる協定価格を生み出すというよりな形になってきた。だから、公正取引委員会がやったことをより前進するといふ、より効果のあるよりな形、実勢価格よりもこれをもつて引き下げさせるという行政指導をおやりになったのであるならば、私はそれなりの評価といふものができようと思う。しかし、何一つとして効果のあるよりな指導ではなくて、むしろ悪い結果を生むよりな指導をおやりになった。私は、そういう意味合いではなかったのだということではなくて、指導の誤りであったというよりな反省の上に立つてこのことに対処してもらわなければならぬと思ふのです。そのことについてのあなたの考え方を聞いています。

○赤澤政府委員 本件につきましての具体的な指導の内容と申しますか、そういう点につきまして簡単に御説明をさせていただきますかと思ひます。

これは昨年の十月ごろから主婦連その他消費者五団体から非常に強い要望が出ておりまして、幾つかございしますが、その中に、まず現金正価というものを撤廃してもらいたい、二重価格は是正してもらいたいというのが一番大きな要求の一つであったと承知をいたしております。こういった要望にこたえまして、昨年の十一月六日に、私どもと

いたしまして、関係のメーカーを集めまして、大まかに三つばかりのことを申し入れたのであります。その一つは、現行の機種についてはまず現金正価を全部撤廃すること。同時に、このものにつきましては、現金正価を撤廃いたしますれば、おのずから市場の流通関係において実勢価格といふものが生まれてくるであろう、したがって、適当な期間を置いてみてその実勢価格が生まれれば、それに応じた新たな価格の設定をすることが望ましいという点が第一点であります。それから、新しい機種の発売をするという場合には、従来のように見せかけの現金正価ではなくて、少なくとも従来の現金正価を大幅に値引きした新しい価格をもって新機種の早期に発売してもらいたいというのが第二点であります。さらに、その他リベットの整理等につきましても、そういうことの要望をいたしました。その結果、これを受けまして、工業会あるいは関係のメーカーにおきまして、すでに十一月中にはほとんど全国の小売り店から現金正価といふものの表示がなくなりまして。

その後におきまして、公正取引委員会からも、景表法に基づく、ただいま中村委員の御指摘のような警告が出されたのでございします。今度はその警告に基づきまして、警告をも踏まえて、メーカーが新機種の正月から発売をする、こういうことになってまいりました。その際私どもも、私どもも独自で行ないましたモニター調査、あるいはその他の聞き取り調査等を通じて、全部のテレビメーカーの機種の実勢を大まかに大体四つのグループに分けました。五%以上、一〇%以上、一五%以上、二〇%以上と、四つにグループ分けをいたしまして、新機種を発売する場合、それぞれのグループに応じて、いま申し上げました、たとえば一五%以上の値引きをして発売するのがいい、こういうような指導をしたのでございします。その際の基準といたしましては、従来の同じような型のものに比べて、いま申し上げましたような値段を引き下げた発売をいたすならば、新しく設定された価格と実勢価格との間が少なくとも一割以内にとどまるであろう

ということを一つの目標にいたしまして、いま申し上げましたような指導をしたということでございます。いま申し上げたような指導をしたこと、幾らの価格がいいとか、あるいは具体的にこの機種は幾らにすべきであるというよりな、個々の価格についての具体的な指示ないしは指導をしたということではございません。

簡単にございしますが、概略を御説明申し上げます。○中村(重)委員 いずれにいたしましても、あなたのほうの指導が一五%引き下げというよりな形になって、従来現金仕入れをしておったところのいわゆる自由販売店というものが、三〇%、四〇%引き下げて売って、それが実勢価格であったものが、一五%程度の引き下げである系列店と同じ形においてこれから運営される形になったという事実であります。あなたの指導後、新機種に於いての値段の発表が一斉にあった。それは、あげて十六万円から十六万九千円、そういう値段になってきたということなんです。これは明らかに協定価格という形のあらわれです。私はただ新聞だけを見て言っているのではないのです。実は私自身も、この足であらゆるところを調査して回った結果として、私は先日あの事実を申し上げたわけです。いま大臣が御説明になったように、それは、それが善意でおやりになったといたしまして、いずれにしても私が申し上げましたような結果になつていくわけですから、そのことについては十分調査をし、適切に対処してもらわなければならぬと思ひます。

公正取引委員会委員長に申し上げますが、あなたのほうで、景表法に基づいて二重価格を撤廃せよということを警告し、それが実現したわけでありまして。しかし、私が申し上げましたように、協定価格というよりな方向へいま体制が進められつつあるということに對しまして、あらためて今度は追跡調査をし、少なくともそういう独禁法違反になるようなことに対しては断々固としてメスを入れ摘発していく、こういう態度をおとりにな

る必要があるであろう。それらの調査を早急におやりになる意思があるかどうか、お答えをいただきたいと思ひます。

○谷村政府委員 先ほど通産大臣も答えになりましたように、政府側で考えておりましたことが、中村議員の御指摘になるように、逆の姿になるというふうにも動くとしますならば、それは私どもの本意ではございません。また、私どもの立場をいたしまして、そういうことであつてはいけないわけでございますから、実際に市場の実態がどうなつておるかということについては、中村議員がお歩きになつてお調べになつたようにして、私どもも——実は、私どももまだ把握していませんけれども、もしきよんな事実があるとすれば、はなはだ申しわけないことではございますから、そういう点については、私どももいたしまして、十分調査するなり何なりして、所期の目的としたところがそとのおりにいきまますようにしたい、かように思ひます。

○中村(重)委員 あなたのほうも、二重価格をなくさせるということについては、連合審査の中でお答えになりましたように、いろいろな調査方法をおとりになつて、その事実をおつかみになつたんです。だから、私がいま申し上げましたようなことも、あなたのほうで調査をして初めてその事実を知ることができなものです。でなければその事実をつかむことはできないはずなんです。だから、それらの調査をどんどん進めていく、そしてそのよりな弊害が起らないようにやる。起つて摘発をする、そのこともあなたのほうの任務であるかもしれません。だがしかし、そのようなことが起らないよりな対処のしかたというところも、あなたのほうの重要な任務であるより、私はそのように考えますから、ひとつそのように対処をしていただきたいということをお聞きします。

次に、原油の輸入の問題について通産大臣にお尋ねいたしますが、原油価格の引き上げ通知が来まして、価格交渉というものが行なわれているよ

うですけれども、なかなか難航しておるようですね。大臣は、もしそれをうのみにするようなことであるならば、政府として——この前も連合審査の中でお答えになりましたが、関税の問題であるとか、その他いろいろな政府としての援助措置もありましようけれども、そういうことは断じて行なわないんだということも警告もされたようでありまう。そしてまた、大臣なりの一つの見通しも持つておられる。灯油は不要期に入るとか、ガソリンは価格が不安定な、むしろ過当競争の状態にあるとか、強い企業はこれに吸収することが可能であらうとかというように、いろいろな見通しを持つていらつしやるようでございますが、なかなか大臣が考えているようにはいかないんじゃないでしょうか。石油資本というのは、何か事があったならば値上げをしようという、常習犯ということばは言い過ぎかもしれませんけれども、便乗値上げの前科者です。現在置かれている国内石油資本、これはひもつきというような状態ですから、全部はね返すなどということとはどういでもないことだろう。これは相当な値上げが押しつけられることは避けられないと思うのでございませうが、大臣の見通し、またそれに対する具体的な態度、それらについてひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 せんだつての御質問の段階、それからただいまの段階、これは国内の精製業者がやはり大いに奮闘しなければならぬ段階でございます。政府としてもそれを極力バックアップするということを申しておるわけでございます。せんだつて中村委員から、それをよく御了解の上で、しかしこれは容易ならぬことだぞ、樂觀をするわけにはいかぬぞというお尋ねがございましたが、私もそれはそのように考えております。しかしそれだけに、やはりがんばられるところは何とかしてございませう。これは政府として、昨日も業界に対して、メジャー側の壁も厚いかもしれないが、政府側の壁も同様に厚いというふうに

考えてもらわないと困る、安易に交渉してもらつておつたのでは困るということをお伝えをいたしました。そのような段階でございますので、私は事態を決して樂觀はいたしておりませんけれども、こうなつた場合にはどうするかというふうなことにつきましては、むしろ申し上げないほうがいいのではないかと、こういうふうな考えでおります。

○中村(重)委員 申し上げないほうがいいんじゃないかというの、それなりにわかるような気もいたしますけれども、私が心配をいたしておりましたのは、若干でも値上げがされたという事になつてまいりますと、どうしても弱い面にし寄せが来るということですよ。新聞にも報道いたしておりましたが、一原油の問題であつたといつたとしても、短期的にはそれはそれでしようが、長期的にそれを見ると、灯油の値上げというものはね返るであらう、あるいはプロパンにはね返るであらう。これが一番国民に直接響いてくるわけですね。だからして、これに対する対策、何か絶対に値上げはしないという一札を石油資本からとるといふような政府の態度というものがなければならぬと思ひます。値上げがもし行なわれましたならばどういたしますかといふようなことをすると、これはまあ政府も値上げを認めていこうとするんだなというふうなことで、あるいはそういう安易な動きが出てくるかもしれない。その点は警戒しなければならぬ。そういう意味において、大臣が答弁に慎重を期されるということはおわかりませう。上げさせないということだから、やっぱり上げさせないんだというふうな取りつけを政府がとるといふような、そういう姿勢でお臨みになるかどうか。このことはお答えができるでございませうし、影響というものはない、むしろ当然そういう態度があるべきだと私は考えるのですが、いかがでございませうか。

○宮澤国務大臣 これはやはり売り買いでございませうから、売る者と買つる者の話が主体になるべきであつて、政府としては、国民経済全体から考えて安易な態度で買つてはなりませんというのを、業界に話しておるわけでございます。これは厳格に申しますと、政府がどのような権限に基づいて——ただいま中村委員の言われましたようなことを考えるといつたしますと、考えることができるかというむずかしい問題に実は入ることになるかと思ひますが、私もただいまとして、政府が直接に何かするということではなくて、買つほうであるわが国の精製業者に対して、政府の考えておること、及びそれに沿つて交渉をしていくことについて全面的な支持を惜しまない、こういうことを申しておるわけでございます。

○中村(重)委員 それに限界だと言われればそれまでなんですけれども、大臣がそういうことを言われて、その線に沿つてやり得る業者というのは強い業者ですよ。電力関係、石油化学関係、これは抵抗力もあるし、また生産性が上がればそれで吸収することだつてできるのです。しかし、そうしないようにしないといふ、たとへば値上げをすると言つても、それを受け入れてはいけませんよといふようなことを、いわゆる重油の業界に政府のほうでいろいろな激励をする、指導をする、こうなりまして、どうしても抵抗できない弱い業界というものはあるということですよ。やっぱりそういうところは国民生活に重大な影響をもたらすわけだから、深甚な配慮を払い、通産省並びに経済企画庁その他関係省と話し合いをしながら対処していく、という態度であるべきだと思ひます。そのことを強く通産大臣に要請をいたしておきたいと思ひます。

それから御承知のとおり、日本の一次エネルギーの七〇%、それからその七〇%の中の九九%が石油は輸入にたよつておるわけですね。このことを考えてみますと、私は、政府の石油対策というものは後手後手だという感じがしてなりません。非常に場当たりで、そのときになつてはたばたやるわけですね。中東紛争のときもそうでしたよ。てんやわんや、さあ自主規制をするのだ、自主開発をどうするのだと大騒ぎをいたしました。いろいろな施策はお進めになつておるかもしれないけれども、それをいつの間にか忘れ去つてしまつたという感じがするわけですよ。備蓄についても相当真剣に取り組まれてやるんだということをおつしやつたのですが、現在備蓄はどのくらいあるのでしょうか。

○宮澤国務大臣 従来、いわゆるバイヤーズマーケットであつたこの十数年を顧みますと、私は日本としては、石油はむしろ買ひ方をしておつたといふことを申し上げてもいいのではないかとと思ひます。ただ、ここで基本的な事情が変わつてくるといふと、それに應じて私どもも、全面的にもう一度を再検討しなければならぬ時期に来ておるといふふうな考えでおるわけでございます。

備蓄の問題は、従来から御承知のように進めておりまして、これは何といつても備蓄のための設備が必要でございますから、業界を指導いたしまして、現在の設備としては、ほぼ六十日分に近い備蓄施設を持ちつたわけでございます。現実にごさいます備蓄は、まあ原油にいたしまして十七、八日、製品にいたしまして二十日前後、いまちよつとふえておるかもしれない。半製品にいたしまして七、八日、合計、海の上を歩いているものを別にしたとすると、四十五日程度のものを持つておるかと思ひます。

○中村(重)委員 いま大臣のお答えになつたのは、それは備蓄じゃないのですよ。それはいわゆる流通段階のものです。私が言うのは、ほんとうの備蓄というものがなければならぬ。少なくとも欧州諸国では六十日ないし九十日分ぐらいの備蓄がある。日本はもつと条件が悪いのです。だからこの備蓄体制を強化していくということで相当量の備蓄をやらなければ、流通段階で動いていくもの、それは政府のコントロールはきかないのです。少なくともエネルギー計画というものは骨組みをつけていかなければならぬ。自給計画を確立する、そして配給体制というものを確保してい

なければ、一週間とまったらどうなりますか。大混乱が起るでしょう。流通段階のものに対して、政府がこれを規制する何ものもありません。現在の石油業法にいたしましたも、設備規制をやっているにすぎないのです。だから少なくとも備蓄体制を強化していく。それから輸入先の分散化もやる。資源の探査であるとか開発もやる。経済協力に伴うところの鉱区権の確保をやっていく。それから、そうやってまいりますと、石油開発公団が現在のような融資というふうな業務だけでよろしいのかどうか。これに対して、もつと実質的な業務をやらせるといふ必要があるのではないか。それらのことに対しての積極的な検討を加え、これを実施に移していく。どのような事態が起ってもいささかも混乱をしないという、そういう体制確立が必要であると思ひますが、いかがでございますか。

○宮澤国務大臣 たいま御指摘になりました。うなもろもろのことは、確かにきわめて大切なことだと考えております。そこで今回のOPEC諸国とメジャーとの話し合いなんかを見ておりましたも、やはり従来パイナズマーケットであったと考へられておりました情勢に変化のきざしが見られるわけでありまして、私ももととしては、たいま御指摘のような諸点を早急に検討し、実現に向かつて具体的な措置をとつていかなければならない、こう考へておりました。今年当初以来、各省とも協力しながら、実は私どもの省をあげて諸施策を検討をいたしておるところでございます。

○中村(重)委員 早急に具体化するようなものは、どういふことがございましょうか。

○宮澤国務大臣 それは実はおのおのの点がすべて急ぐわけでございますけれども、たとえば備蓄について従来からその施策をふやすことは進めてまいりましたけれども、それをさらに強化して行く。これをどのような方向で行なうことがいふかという問題もまた別に一つございまして。タンカーを持つことがいふかどうかというふうな点もござ

います。いずれにしてもそれは備蓄の方向を強めていく。それから具体的に、経済協力等を伴いました産油国との提携関係ということも必要であると思ひますし、また公団そのものが、ある場合には、売りに出された利権を、一々会社をつくつておられますと時間がかかりますので、一時保有できるような体制にする、これらいろいろございまして。法律関係もございまして、予算関係もございまして、一つ一つどれも急ぐことございまして、進めてまいつております。

○中村(重)委員 石油開発公団を、現在の融資業務から鉱区権の確保といったような、そういう実業務をやるような体制に改めるとか、あるいは現在の石油業法は設備規制だけでございまして、これをむしろ配給をコントロールをできるような、そういう体制に法改正をやっていくというふうなことについての考へ方はいかがでございますか。

○宮澤国務大臣 二つの問題を別々にお答を申し上げるべきだと思ひますが、石油開発公団がある期間売りに出された利権を自分で保有し得るということが、實際上必要でもあり便利でもないかというところは考へておりました。これは関係の学識経験者等にも、せんだつて以来御意見を伺いつつあるところでございます。しかしこれは、従来なるべく民間の企業意欲を尊重して今日まで考へてまいりましたが、そのことに基本的な修正を加えるという意味ではございませんで、突然利権の売り買いがありますときに、それから民間で会社をつくつておつては間に合わないのでありますから、そういうときにどうやって対処するかというふうな見地から考へておりました。国が民間を差しおいて先へ出ていこうというふうなもの考へ方は、ただいま、しておるわけではございませ

ん。それから後段の問題でございすけれども、これだけ問題がやかましくなつて、石油の輸入というものについては、何かの形で政府が仕組みをつくるなりしてやるべきかどうか。いわばこれは統

制の方向に向かつていくわけでございますが、そのような議論もございす。これはとめどもなく心配のほうが多いと思ひますので、そういう観点からの法改正は私考へておりません。○中村(重)委員 申し上げるまでもなく、石油の九九%も輸入をしているその実態から考へてみると、この問題に對しましては、従来の考へ方というものを一歩前進した形で対処していくのでなければどうにもならないのじゃないでしょうか。ですから、石油開発公団の業務の問題にいたしましても、融資業務ということだけではなくて、その業務をもつと拡大強化していくということは、必ずしも民業圧迫とかいふ形にはならない、協調体制を確保しながら政府が十分これに対処できるという形にならうと私は思ふ。また、いわゆる配給等におけるところのコントロール、これは大体ないことがおかしです。どうにもならないでしよう、現状においては、どの法律でこれがやれるの

でしようか。だからして、どうしてもそういう配給等におけるところのコントロールをするというための制度の整備というところは、私は早急にやらなければならぬと考へるのです。その点に對しては大臣御異論はないのじゃないでしょうか。○宮澤国務大臣 その点になりますと、多少考へ方がやはり分かれてくるのではないかと思ひます。私も、概して役人が商売をやるといふことを信用しておりませんでありますから、できるならば民間の創意かふうでやつていくほうがいい。しかし、石油がとまつてしまつたらどうなるかというふうなお話を思ひますけれども、これは、産油国も売らなければなりませんし、メジャーも売つたり買つたりしなければならぬわけでございますから、そういうことにはやはり経済というものはならない、経済の法則で動いていくものだといふふうに、私は基本的には思つておるわけでございます。

○中村(重)委員 一切がささい政府が何もやらな

ともおかしです。やはり過剰になつたらいけないから設備規制もやるのでしよう。鉄鋼の場合だつて同じでしよう。

それは、ほとんど備蓄はないのだ、さあ輸入はとまつてしまつた、そうなつてくると大混乱になるのだから、さあ電気も消えていく、電気製品は持つていけるけれども一つも使えない、水洗便所も使えない、そういうふうな事態にならないという保障はないですよ。その混乱を避けるために、政府がやはりそういう非常の場合にコントロールする。私は常時それを政府が強権を持つて統制して一切やつていきなさいとは言わないですよ。そういう非常な事態に對処してどうするか。それに対するコントロールをすることは、当然私は法的に制度化していく必要がある、こう申し上げている。それすらも大臣は適當ではないとおっしゃるのでしようか。

○宮澤国務大臣 それはそんなに極端なことを申し上げておるわけではありませんで、もう少し備蓄を持つていたい。しかも民間だけでこれ以上の備蓄をするということは實際上相当の負担もあり、といたしますれば、ある程度それは政府も関与しなければならぬかもしれない。その辺までところは私も十分考へますし、それから開発公団がいろいろの意味でもう少し幅の広い応援、支援体制を持たなければならぬということも同感でございます。

それはまことに同感でございますが、私の申しますことは、もしも油が来ないという状態になりましたら、政府がコントロールをしておろすと、民間がやつておりましたと、事態は同じことになつておつて、そのような事態にはならない。経済というものは、これは大戦争でも勃発してしまつたらまた別のことでございすけれども、それでなければ、そういうことにはならないといふふうに考へるわけなんでしょう。

○中村(重)委員 時間が参りましたからこれでやめますけれども、それは大臣、衆議に過ぎるので、中東紛争の際に、政府がてんやわんやで場當

たりのにいろいろなことをおやりになったという  
ことは、これは大臣、否定できないことではし  
ょう。そういう事態が起こらないという保障はない  
ですよ。大戦争でも起こらなければ、そういう  
ような安易な考え方をもちこたないということ  
は、私は危険だと思ふのです。

今回だつて、値上げということを一方的に産油  
国が押しつける。これは結局、その要求に国際資  
本が屈し、国際資本は今度は日本の石油会社に  
し寄せさせるといふような形で、これは安易な形  
で解決してしまつた。しかし、そのことがうまく  
進まなかつたといふような場合に、事態はどうい  
ふことになつていふか。私は、そういう  
安易な態度ではなくて、まあ大臣も、私の指摘  
に対して、そういう極端なことを考へてはいるわ  
けではないといふことをおっしゃつたわけですが  
、やはり政府がコントロールするといふことは  
必要であるといふ考え方の上になつておるとは考  
へませんが、ともかく国民の不安といふようなもの  
を除去するために、制約された形の中であるとい  
はしましたが、ともかく異常な場合において、十  
分政府がコントロールをすることが出来る体制を  
確保していく、そのために検討を加えていくとい  
うことで対処してもらいたい。いわゆる公団法の  
改正の問題、あるいは石油業法の改正の問題等々  
含めて、慎重に早急に取り組んでいただきたいとい  
うことを要請いたしておきます。もう一度お答  
えをいただきます。これで終わります。

○宮澤国務大臣 公団法の改正等は、実はもう  
かなり検討を進めておりますが、結論を出しまし  
て具体化をしてみたいと思つております。

○八田委員長 藤尾正行君。  
○藤尾委員 私どものこの委員会で扱います問題  
はたくさんあるわけでございますけれども、その  
中で当面出てまいりました、ただいま中村委員か  
ら御指摘のございました石油問題という問題一  
点にしまして、私は実はわからないものから  
、政府の御意向も承り、私どもの考え方をま  
た国民にもいろいろわかしてもらいたい、こうい

う立場から御質問をいたしたいと思ひます。  
そこでまず、私どもの国は、御案内のとおり何  
らの資源を持っておりません。しかしながら、そ  
の資源がないといふことを非常にうまく使って  
いったと申しますか、先ほど大臣が中村委員の御  
質問に答えられましたように、非常に買ひ方が  
じょうずだつたといふようなことで、石油に限ら  
ず、鉄鉱石も、銅も、石炭も、アルミニウムも、  
ニッケルも、その他の必要資源も、非常にうまく  
私どもの経済的發展といふものに使つてこられた  
と思ひます。これは、これに勝つられる国民多数  
の英知といふものが非常に大きかつたと思ひます  
けれども、先ほどの中村委員の質問に答えられま  
した大臣のおことばにもありましたように、事情  
がそろそろ変わつてきたのではないかと、事情  
な感じもしないわけではないわけでありませう。  
その尤たるものが、私が大いにかつて質問をした  
と思つております石油の問題でありますけれども  
、いままでは私どもは、安い石油、安い原油と  
いいますものをできるだけ安く使つていこう、  
そういう考へ方に基づいて、資源政策中のエネ  
ルギー政策、特にそのエネルギーの大部分を占め  
ます石油の問題といふものを処理してまいつた、  
かように思ふのですが、それがいよいよ転換点に  
きたのではないか。これは大臣、そう思つておら  
れますか。そうならば、当然これから政策とい  
うものを転換していかなければいけないわけであ  
る。この点はいかがでございますか。

○宮澤国務大臣 産油国がグループを結成いたし  
まして、これで十年になるのでございまして、  
か、今度初めて団結が破れず、少なくともガル  
フ関係の諸国はメジャーと交渉が妥結したとい  
うことから考えますと、やはり従来私どもが見て  
おつた情勢といふものは変わりつつある、そう考  
へるべきではないかと思つております。  
○藤尾委員 いまのOPEC諸国とメジャーとの  
交渉とか何とかいふのも、非常に大きな一つ  
の傾向をあらわしておるわけでありませうけれ  
ども、その背景をなしておるものは、私どもがいま

まで低廉な原油を選んで買へた、つまり原油とい  
うものが非常に余つていた、これが年ごとに変  
わつてきておる。たとえば六〇年代にありました  
原油の過剰、それが七〇年代にはどのように変  
わつてきたか、これから先、需要と供給との関係  
でどのように変わつていくか、こういうような趣  
勢を考へてみましたときに、やがてはそのバラン  
スはくずれしていく、こういうことが私にはわか  
ると思ふのでありまして、その一つの転機をなした  
のが今回のOPEC諸国とメジャー諸会社との間  
の交渉の一つの結果ではなかつたか、かように考  
へるのであります。したがってこれにはある  
種の必然性がある。その必然性といふものを踏ま  
えましてならば、当然、その必然的傾向といふも  
のに足場を置いた、そうして将来を見通した政策  
の展開といふことが行なわれなければならぬ、私  
はかように思つておりますけれども、そういう  
考へ方を大臣はどのように御評価になられます  
か。

○宮澤国務大臣 世界全体の需要と供給、ことに  
ポテンシャルな供給まで考えますと、一般に現在  
まで開発された石油資源といふのは世界全体の六  
分の一程度だといわれておりますから、ポテン  
シャルな意味での需給といふものが必ずしも  
なつてきたといふふうには思つておりませぬ。問  
題は、石油の消費量が全世界的に非常に多くな  
りましたから、ここで二割でも三割でも需要の見通  
しを誤りますと、それに見合うだけの供給が急  
に可能でない。ペースが大きくなりました。ただ  
に、需要の見通しの小さな狂いが、すぐに供給が  
間に合はないといふことになつてまいつたのでは  
ないかと思つております。

そこで、いま必然性と言われた意味を、私はこ  
のように考へるわけでありませぬ。つまり産油国側  
としては、自分たちの売れる唯一の資源をなる  
べく有利に売ることによつて先進国の列に加わ  
ていきたい、国内の開発をしたい、こういう意図  
がこゝまで産油国の間に共通して、共同戦線を可  
能にした、こういうふうな意味で私は一つの必然

性を持つておる、こういうふうに見てはどうかと  
思つておるわけでございます。

○藤尾委員 そういつた関係と、さらに考へなけ  
ればならない問題といたしましては、私どもがい  
ま考へておりますエネルギーの推移、たとえば原  
子力発電といふものが計画どおり世界じゅうでど  
のように進んでいくか、一九七〇年代にどのよ  
うにそれが進んでいくか、一九八〇年代になつたら  
どのようになつていくか、それについての原子力  
に対する研究はどのように進んでおるのだ、こう  
いふことも考へなければならませぬし、あるいは  
石炭といふものの役割りが一体どのように変わ  
つていくつあるか、こういうこともありますし、  
あるいは天然ガスの見通しといふようなことも考  
慮に入れて考へていきますならば、正直にい  
つて、将来のエネルギーの必要度、つまり伸びとい  
いますものは、いまのところは、少なくとも一九  
八五年くらいまでの間は、エネルギーは全部その  
伸びを石油に依存しなければならぬ。ここに数字  
もございませぬけれども、かように考へるのが私は  
至当であらうと判断をいたします。

そうなつていきますと、私どもの産業といふも  
のをささえておるこのエネルギーのもと、石油に  
関するいまの交渉の推移といふものは、私どもに  
とりまして非常に重大な意味を持つてくる、かよ  
うに思ふのでありまして、先ほど中村委員からの  
御指摘にもありましたけれども、この交渉の推  
移いかによりましたら、いま物価問題が非常に  
論ぜられておるわけでありませぬけれども、この物  
価といふ問題にはね返るところきわめて大きい。  
それがさらに高じていけば、安全保障といふよ  
うな問題にも波及しかねない。いままで手がけられ  
ました繊維問題も重大であり、鉄鋼問題も重大で  
あり、あるいは自動車問題も重大であり、特に公  
害問題等々に至つては、国民生活との関係で非常  
に重大であるといふことはよくわかりますけれど  
も、今回は、このエネルギーの一つの転機、ある  
いはその石油のいまのごく小部分に限りまして、  
当面しておるこの石油交渉の結果、そういうた

の推移といふものを、正確にしかも誤らずにこれを処理していくことが非常に大事なことになるのであって、ただいま、これに對して中村委員から、國家のいろいろなこと入れが必要ではないかというふうなたぐいの御質問がありましたけれども、そういう問題に對しても、政府としては、いまのところは考えていないけれども適時適切に考えていくのだ、こういうお説のようであります。予算の審議中でありまから、これはなかなか私はむずかしい問題があらうと思ひますけれども、また大臣として、この段階で國民に對してどういふ発言をなさることが適當であり、あるいは適當でないかということも、私どもは考えながらお伺いしなければいけないわけでありま。しかしながら、どう考えてみましても、今度のこゝろの背景と、そしていま大臣が言われましたような、OPEC諸國といふものがたつた一つ持っております資源、石油といふものをできるだけ有利に売りたいということに結束をした、その結果が今度のメジャーズとの交渉になつて、メジャー諸國社も、それはやむを得ぬであらうということに認めざるを得なかつたといふことになりますと、そういうものの波及効果は当然消費國にもやつてくる。これに對して私も消費國の發言の場は世界的に与えられていないわけでありま。われわれがOPEC諸國に對して、値上げをやめてくれというふうな發言をしましても、その發言はなかなか通りにくい、その場も与えられていない、こういうことでありまから、今回のこゝろのこの問題を転機にいたしまして、消費國といふのは単に日本だけではありませんから、消費國全体の立場といふものを反映できるような地位、位置、そういったものをこの石油をめぐります国際的な場においてひとつつくる必要がありはしないか。この点はどう思われますか。

○宮澤國務大臣 資源、ことにエネルギーの問題を非常に大切だといふふうにお考えになつておられる。それは、私もますますそのように考えておりました、ちよと一昨年、私の前任者の時代に

に新しい通産政策の何本かの柱を立てましたときに、これは藤尾委員も、當時政府の内部にあられて御参画になつたわけでありまが、資源問題、エネルギー問題といふものを長期的に解決していかねければならない、これはまことに私はもつともな発想であると思つておりました。したがつて私も、それを今日まで引き継いでまいつておるつもりでございますが、長期的にエネルギーの需給を考えたときに、御承知のように、いまから見通し得る程度の将来でありましたら、石油が持つ七〇多分程度のウエートといふものは下がることはない。御指摘のように、原子力のウエートはある程度上がまゝに思ひますけれども、これはおそろく石炭などに置きかゝるものであつて、天然ガスなどももう少し期待できると思ひます。しかし、石油のウエートが落ちるといふことは考えられないのでありますから、これを中心にやはり考えていかなければならないことは御指摘のとおりと思ひます。

そこで、その際、政府がどのような役割りをどのように果たしていかうかということについて、これはもう少し私どもの研究の成果のまゝとまゝです。待つておると思つておると思ひます。考へて少なくとも幾つかございと思ひます。それはたとへば、産油國がいろいろな意味での國の開發あるいは経済協力といふものを非常に求めておるのでございから、これはもう当然政府が積極的に出でいかなければならない分野であらうと思ひます。それからまた、石油開發公團が、いろいろな意味で非常にリスクをできるだけ軽くしてやりますから、民間のリスクをできるだけ軽くしてやります。またあるいは備蓄のような分野で、民間だけにまかせておけないところがあるかと思ひます。それからさらに大切なことは、ちよとだいたいまも御指摘になりました、消費國としての發言の場といふものが現在十分でないわけでございますから、たとへば産油國と消費國、そして中間に立つておりますいわゆるメジャーということに

なりましようか、それらのものが一堂に會して問題を議論し検討する場といふものがあることがしかなるべきではないかと思ひます。私もそうではなからうかと実は思つておりましたが、そうなりますと、これもやはり政府がなすべき役割りであらうといふふうにお思ひます。

○藤尾委員 そういふことで、私どもはいまその場を持つていないわけでありまけれども、今後とも、ひとつ政府とされまして、諸消費國との連絡を密にせられ、そういう場をおつくりになられますような努力をしていただきたい、かように思ひます。

次に、ただいまの大臣のお答えの中にもございしましたが、油を生産しておる國は、どういふことかわかりませんけれども、アラビアとかアフリカといふような、非常に開發のおくれた諸國に資源が偏在しておる。したがつて、結局どういふ國々との關係をよくしていくかということが必要になつてまいり、そのために、それらの國々に對する経済協力といふようなことも、相手國がそれを非常に要望しておるならば、とんとんこれをいかなければいけないのじゃないかという御指摘があつたわけでありま。私は原則的にそのとおりで思ひます。ところが、よく考へてみますと、今度のOPEC諸國のメジャーに對する原油の引き上げ要求といふものの分析の中で、これは、日本に伝えられておるものと、分析がはたしてほんとうであるかどうかわかりませんけれども、とにかくメジャーズの取り分が非常に多いのだ、だからそれは当然削つて、産油國である本来の資源を持つておるわれわれのところに戻すべきであるという論調が、新聞には非常にたくさん出ております。もちろん、こゝろのこゝろは私は多分にあると思ひますけれども、同時に産油諸國の立場からいへば、消費國であるわれわれ先進國といふ場か、これを使つておりますエネルギー消費國の産業がどんどん伸びていつておる。つまり低廉な油をうまく買つておる、それが消費國の経済的發展を裏づけておるのだ、こゝろのこゝろになれ

ば、たとへば一つの例を申し上げますと、なるほどOPEC諸國の油といふものに対する取り分は非常に大きい。しかしながら、それは消費國で取つておる石油製品に對する課税の額、そういうもの比べてみたときに、この産油國自体の取り分といふものがほんとうに大きいと言へるのだらうかといふことを、OPEC諸國が調べていないはずがありません。みんなこれは知つておるわけなです。そういう立場からいへば、油の配分をもう一べん再検討すべきではないかといふような考へ方が今度の交渉の発想の中に入つておるのではないか、そういうことを私は非常に懸念をいたします。そういうことになれば、こゝろのこゝろに對しまして、経済協力という形で、これはあなた方に差し上げますという立場をとつて、これはあなた方に差し上げますという立場をとつて、こゝろのこゝろで受け入れてくれる國々もたくさんあると思ひますけれども、中には、われわれは別にそれほどの恩恵を与えてもらふ必要はないんだ、当然われわれの取り分を価格の面で取つたらいいじゃないか、別に特定の慈善事業を先進國からわれわれはやつてもらわなくてもいいんだ、こゝろの考へ方をする國がなきにしもあらずである、かようにも考へられないことはないわけでありま。そういうことになれば、私どもは、今日交渉しているこの段階において、これをどういふ、あせいと申すことはなかなか言ひにくいという問題はありますけれども、しかしながら、当然、それに対する対価を、経済協力の形でやれるならばある程度負担をしていくつもりではないかといふ相手の立場、こゝろのこゝろのものを全然返かといふこともなかなかむずかしいではないかといふ気がいたしますが、大臣はこれをどう思われますか。

○宮澤國務大臣 御指摘のとおりだと思つておられますが、今回産油國側が、十年の間にわれわれの売原油といふものは値段が下がつた、しかしその間に消費國では製品の値段はむしろかなり上がつておる、その差額は一体どこへいつたのだといふことをしばしば申しますときに、二つのことを

含んでおるのであらうと思ひます。一つは、メジャーが差額を自分のポケットに入れたという点の指摘、もう一つは消費国側における課税、消費国側の財政収入にそれがなつておるのではないかと、この二つの点を含んでおると思ひます。ただいま藤尾委員の言われましたのは後者の点に關してでございますから、私は確かに、そういう考え方が産油国側にあるであらうというふうに考へるわけでございます。

そこで、後段の御議論になるわけでありますけれども、産油国側の持つております現在の悩みは、自分たちが流通機構を持つていない、あるいはマーケットを持つていないということであらうと思ひます。つまりメジャーと石油を分け合ひしても、その自分のほうの取り分、ガバメントテークのほうを自力で世界の市場に売るといふことができないわけでございますから、結局もう一ぺんそれをメジャーに託して売るといふようなことになつていくわけでございますけれども、そういう観点から考へていきますと、わが国のような大消費国として、そのような産油国側のガバメントテークの分については、これだけの消費国でございますから、何か出ていく方法はないものかという問題がやはり私は一点あると思つてございませう。開発原油のほかに、そのような部分というものがあつたのではないかと、これは価格の問題等いろいろございませうから、ここで申すほど簡単ではございませんけれども、そういう問題もあるということになりますと、行く行くは、言われませうように、産油国自身が自分の流通機構を持ち、消費市場を持ちたいと考へるでございませうけれども、それは急速にできるわけのものではないといふことになるのではないかと、そういうことから考へていきますと、当面、私もいろいろ経済協力等々を通じてそれらの国にいろいろな形で接近をするといふことが、やはり有効な方法ではないかと考へるわけであります。

○藤尾委員 非常に示唆に富んだお答えでございますので、私も頭が悪いからその判断はつかみません。

その相手はどうであれ、どんどん産油国に経済協力をしている。それが与える心理的な、あるいは経済的な、あるいは民族的な効果、そういったものがその地盤にだんだん積み上げられて、産油国自体のガバメントテークになつておる、つまりメジャーに行かない分、それを買い付けすることによつて、産油国側が非常に懸念をしておる、マーケットならマーケットのリサーチということにも協力することになりはせぬか、こういうお答えのようにも思ひましたけれども、大体当たらずとも遠からずといふようにとつてよろしうございませうか。

○宮澤國務大臣 かなりデリケートな問題であらうと思ひますので、ほんやりした申し上げ方をいたしましたし、またその場合の価格の問題なども実はあらうかと思ひますが、いわゆる開発と並んでそのような問題があるのではないかと、これを申し上げたつもりでございます。

○藤尾委員 いまの問題はその問題といたしまして、開発の問題と並んでという御発言でございますので、今度は開発の問題についてお伺いをいたしたいと思ひますが、私も過去何年間かいろいろ開発をやつてまいつたわけでありませう。そして、そのうちの第一着手できわめて成功裏に当たりましたものが、いまのアラビア石油であらうと思ひます。そして現在これが、ペルシャ湾岸のアブダビであるとか、カタールであるとか、あるいはアフリカのリビアであるとか、ナイジェリアであるとか、コンゴ、あるいは南米のコロンビアであるとか、あるいはイランであるとかいろいろ諸国にまで、どんどんいま及びつつある、こういう状況であらうと思ひます。これは私どもの国でやつております開発でありますから、私どもの国に非常に大きな利益をもたらしてくれなければならぬと私は考へます。これを一言でいへば国策原油といふようなことはあるわけでありませう。それで、こういう形で開発をせられました

油といふものは、それでわが国にどのような寄与をしておるのかということ。これはたとえばカフジの油といふものは、少なくともいままでは硫黄分が非常に多かつた。そのために日本国内の石油精製会社がなかなか引き取りに感じない。それでせつつかくのアラビア石油といふものがなかなかめだらうからということ、この割り当てをやつて、石油精製各社にこれを買い付けをさしていった。しかしながら、その場合には、何といつても硫黄分が高いのだから価格は幾らか安くしなければならぬといふことで、価格を落とさしたといふようなことはあつたわけでありませう。しかしながらそれは、カフジの持つております硫黄といふものを除去しなければならぬといふ、脱硫のためにそれだけの手数がかかるから、それだけのコストは低くしていくといふことが当然じゃないかという意味であつて、私は、日本の国自体がこれを開発し、そしてこれを援助してきたという国策といふものに、少なくとも別個に国に寄与した分は一体どこにあるのかといふことを考へてみました場合に、非常に私はわからなくなつてくる。

これで一つ私はお伺いしたいと思つてすけれども、この国策原油が、いまのような場合にこそ国に寄与するといふことが、非常に妥当であり、また適切な時期である、かように思ひますけれども、そういうことがいままでできまじやうか。この点、一体、大臣はどのように考へておられますか。

○宮澤國務大臣 ちょっと最後に言われました部分を、私が正確に理解を申し上げておらないかもしれないと思ひますが、アラビア石油の採油といふものが、硫黄分が少なければなおしあわせであつたと思ひますもの、これだけの長い間の仕事、貢献といふものは、私はやはり高く評価すべきものでございませうし、今日ますます高くなるというふうに考へております。硫黄分が高いものでありませう、このような状態になりませうればけつこう大切なものでございませうし、脱

硫もございませうし、また硫黄分の高いものをむしろスワップでつてもいいといふところも出てまいりませうしいたしますから、何も持つていない状況に比べますと、非常に貢献があつたと思つておりますが、それ以外に、ただいま御指摘のような幾つかの場所でもかなり有望な状態が生まれます。もちろん量的にはまだまだでございますけれども、したがつて、そういう努力を続けたいといふことが、これは開発の問題でございますけれども、今後少なくともわが国の需要をある程度まかなうといふことのほかに、やはりパーゼニグボジションといふものを高めていくには非常に意味があるであらう、こう思つております。

○藤尾委員 非常に微妙な問題でありますから、大臣もお答えにくいであらうと思ひますし、私もお伺いをしにくいのでありますけれども、どうも私はこの点がよくわからない。たとえば、私はいまでもそう思つておりますけれども、いままで特に資源開発を自分らの国でやらなければいけないといふことで、こういうことをとらえようと思つていくといふことが、私どもの国に与えられた非常に大きな使命であると思つております。ところがそれが、産出する国々といふものは日本の権力の及ぶところではないわけでありませう、たとえばアラビアで開発をするといふことになれば、それはアラビアの主権下にある。あるいはクエートでやるとすればクエートの主権下にありますし、サウジアラビアでやればサウジアラビアの主権下にある。コロンビアでやればコロンビアの主権下にあります。そういうことになれば、私も非常に大きなリスクを背負つてそれを切り抜けて、幸いにしてそこで開発ができる、こういう状態になつたときに、何かそういう経済的な、あるいは自然的な条件以外の政治的な情勢の変化、たとえばその国内におきます政変とか、こういう産油諸国といふような国は未開発の国でありますから、発展途上の過程におきまして、いろいろと政治的な要因が複雑になつていくといふ可能性があるわけでありませう。その一つが今度の中東の問題ともか

らんでおりますし、たとえばパイプラインを切断するとか、あるいは運河を開鎖するとか、あるいはリビアのごときは、その変わりまして主権者が、新たに買入各社に對しまして一方的な値上げを強要するとかということになってまいる。ということになりますと、これは実は私どもの手で、私どもの金で、私どもの技術で取ってきたものだと言いますけれども、その効用というものはどこまでも半分であつて、あとの半分は相手国側にある。そしてその相手国側の主権といふものが、それを左右することのできる立場にあるということになってまいりましたときに、たとへば、今回のようなOPEC交渉の結果、メジャーズ各社が日本の石油精製各社に對しまして、どれだけ高いかはわかりませんが、二八%なら二八%、百円なら百円値上げをしてくれといつて迫つてきた、こういうときに、それじゃアラビア石油は、半分の五十円にまける、おれのほうのやつは五十円の引き上げでよろしいというやうなことになるかとすれば、それは私は、開発をするといふことの国家的利益、そういうものは非常に大きく目立って國民にわかるだらうと思つておられます。ところが現実には、このアラビア石油自体も、やはり相手国側が半分の株を持つておられますし、またOPEC諸國との關係からいへば、OPEC諸國とメジャーズとの協定といふものに反して自分の意思を通して行くといふことはなかなかむずかしいかろう。現にアラビア石油は私どもに、やはり他のメジャーズと同じやうな価格の値上げ、こういうものを要望してきておるわけでありませう。そういうことになれば、自主開発といふものの価値は一体どこにあるのだらう、こういうことを疑わざるを得ないのでございまして、私はそれによつて開発を進めてはいかぬといふ議論にはなりませんけれども、大いに開発をすべきであると思つておられます。なおそこ

に、それは特別な日本としての利益があるのか、これはなかなか國民にわかりにくいところだらうと思つておられます。そしてそれを協力させるやうに指導していかれるといふやうなことも、私は政府に課せられた一つの使命ではないかといふやうな気もするのでありますけれども、こういう点で私にはほんとうにわかりません。どう考へてみておられるか、そこで、賢明な大臣にひとつお教えを請ひたいと思つておられますが、どんなふうにお考えになっておられますか。

○宮澤國務大臣 たいへんむずかしいお尋ねだと思つておられます。私にも明快にお答えする力がございせんけれども、いま産油國側が取る取り分として、いわゆるガバメントテークの分と税金の分とがあるわけでございますから、そこで産油國といへども、石油を産出し外國へ売ることからは利益を當然得ておるわけでございます。氣に食わなければとめてしまつてしまつても、これはやはり自分の腹も痛むわけでございますから、産油國側の取り分の條件は、彼らが固執すればだんだんときつくなつていくことは確かではございませぬけれども、われわれが自主開発をいたしておけば、そういう條件の交渉において、それは共通の利害關係があるわけでございますから、交渉といふものにおいて、われわれの意圖を少なくとも半分は反映させることができる。これがかりにダイヤモンドのように、販路といふものを産油國側は別に心配しなくてもよろしからうかと思つておられます。石油でございませぬからそれはまじりません。自分たちが持つておつても、売れば宝の持ちぐさになるわけでありませぬから、そういう共通の利害關係があるのではないかと。

その点と、それからもう一つ、自分の開発した油を、かりに産油國とのやうな折半關係でございませぬ、持つておられますれば、今度はよそのメジャーにいたしたとしても、あるいはインデペンデントにいたしたとしても、それとの間でスワップをすることも可能なわけでございますから、やはり自分の開発した油を持つておる、あるいは自分の輸入先の独自のルートを持つておる、あるいはこれは相當のメリットがあることではないだ

らうかといふふうにお考えのわけでございます。○八田委員長 藤尾君に申し上げませう。割り当て時間が超過いたしておりますから、質問をしようとしてやつていただくやうにお願いいたします。

○藤尾委員 私は別に与えられた時間を承知しておりますけれども、委員長の御命令でございますから、できるだけ短くいたします。そこで、それではいまの問題はいまの問題といつたしまして、今後おそろこのOPEC諸國、リビア、アルジェリアとメジャー各社との間に交渉が行なわれるはずであります。現に行なわれておるかもしれない。そういうときには、リビアといふのはその中で最もコンダクトして強硬派中の強硬派であつて、むしろ火をつけたほうであります。その指導者である總理大臣も二十七歳といふやうな方でございます。そういうことでありませぬ、そのリビアの三百万バレルといふますのの交渉といふますのがうまいか、あるいは、これは考えなければならぬ。そういうこともあり得る。それならばゆゑにメジャー各社は、今後五カ年間の安定供給といふものをOPEC諸國との間にむしろ提案をして、取りきめておるといふふうにも考へておられます。私はそういうことになつていつたときに、仮定の議論でありますからなかなかむずかしいと思つておられます。これがストップしたら、歐洲の需要といふものはまたペルシヤ湾にはね返つてくる。そしてこれがフ

レートの問題にもまたはね返つていくかもしれない。いまでもこのOPEC諸國とメジャーズとの協定内容を見ますと、今度価格が引き上げられる。税金が上がるというものは、今後五カ年間は引上げないで、世界的なインフレーションといふものを考慮した引き上げ措置といふものがきめられておるわけでありませぬ。そういうと、いま出てきておる価格交渉といふものは、日本にメジャー各社は、今後とも引き続きさらには強い態度で、強い足場を持つて臨んでく

のではないかと気がいたしますが、この点はどうですか。

○宮澤國務大臣 今度いよゆるペルシヤ灣關係の各國とメジャーとの交渉がかなり長引きました。一つの要因は、いま言われましたやうに、リビアが先々どういふ態度に出るかということに關係があつたことは、私は確かに御指摘のとおりだと思つておられます。それで、私どもの了解しておられます範囲では、リビアがたまたまのやうなことになるやうといふことは、それからはね返り、俗にリープフロッグといわれておるものでありますけれども、これは、もう一べんそういうことは起こらない、一応その間の關係は別のもので考へて五年間の安定した供給價格といふことの約束ができた、基本的には私はそうであるといふふうにお聞きされておられます。したがつて、リビアとの關係がどうなるかといふことは、なかなかよくヨーロッパの國々には相當關心の深いことだと思つておられます。わが國には直接それほどの大きな關係は目下のところはない。今度ガルフ諸國とメジャーの間でできました協定といふものは、それによつて大きな影響を受けることは、これは、考へてよろしいのではないかと。それが交渉が最後まで長引きました一つの要因でございませぬから、考へてよろしいのではないかと。しかし、言われませぬやうに、メジャーの側で申しますと、そういう不安定要素をリビアなりアルジェリアなりはかかえておるわけでございますからして、われわれに對しての今回の問題の提出のしかたも、実はまだまだどういふ問題を自分たちとしては持つておられますといふやうな表現をしておられますので、彼らとしてはそれだけ強い態度で来るのだらうと思つておられます。これは、私もそうであるといふふうにお聞きいたします。

○藤尾委員 そういつた背景のもとに、いまのメジャーズと日本の石油各社との交渉が行なわれておるわけでありませぬ。私は、これは死闘と買入手の話でありますから、早晩落ちつくところに落ちつくのだらうと思つておられますけれども、そういう

合に、少なくともある程度のメジャーズの負担というものはあるいは考えられるかもしれないけれども、私は多くはそれは期待はできぬだろう。そうすると石油リファイナーの各社は、かなり高い原油というものを押しつけられざるを得ない。これは代替性がないわけでありまして、原子力もだめ、石炭もだめ、天然ガスもだめということになれば、どうしても当面は、八五年までは石油でやらざるを得ないということになれば、日本の経済というものをとにかく動かしていく、社会生活というものを維持していくという上には、ある程度これを受け入れざるを得ないであらう、かように考えるのが常識だろうと思ひます。

そういう場合に、私は長い質問をするのをためられておりますから簡単に申し上げますけれども、たとえば、電力会社の料金というものは一定にきめられておるのであって、電力会社の経営といひますものは、買入ものを安くたいておれば経営がいいわけです。非常に安定しておる。利益も大きくございます。それに比べて、たとえば石油価格というものは、原料のナフサというものを上げられていけば、これはたちまちその製品価格にはね返さなければその会社の命運というものを保つていくことは非常にむずかしいのではないかと。これはいまの精製会社はもちろんであります。こういったことを考え合わせまして、この価格問題の処理を物価の問題とあわせて考えていかなければいけないと思ひますけれども、それに對しまする検討は大臣のところをなされておられますか、なされておられますか。

○宮澤國務大臣 私、先ほど申しましたような事情から、こまかくは聞いておられませんのでございませぬけれども、事務当局ではおそろしくいまま考えておるであらうと思つておられます。つまり、国民経済的に見てどのような開き方、配分のしかたをすることが一番被害が少いかという観点から当然考えなければならぬわけでございますから、そういったしますと、中間の企業努力で消せるところがあれば、それが一番国民経済的にはその被害が少くないということになっていくわけでございます。いろいろな考えまして検討はいたしておられますと思ひますけれども、私はいまの段階でそれをまだ聞くつもりもございませぬので、私は聞いておられません。

○藤尾委員 もうこれ以上質問をいたしまして、大臣がお困りになるばかりでございませぬからやめますけれども、最後にひとつ御要望申し上げておきますが、一番弱いところにしわ寄せをするというふうなことはできるだけお避けになつていただきたい。できれば、それをどのようになつていただきたい。できれば、それをどのようになつていただきたい。できれば、それをどのようになつていただきたい。できれば、それをどのようになつていただきたい。

○八田委員長 横山利秋君。時間がえらい少なくなつてまいりましたので、しほつてお尋ねをしたいと思つておりますが、まず最初は組織であります。つくづく考えて見ますと、組織問題が発生をいたしました。本委員会ですいぶん議論したときのことを感じがするわけでありませぬ。火のつくやうな、きょうがきょう、あすがあす大問題になるというふうな政府の情報や、あるいはマスコミの情報を受けて議論しておつた。私どもは、まあ、あつた。中絶したほうがいいと言つておつた。ですが、そつてではないんだと、盛んに政府も与党も、言ひ方は悪いですが、周章ろろばいをされておつた。今日、まことに一体どういふことだつたのかという感じがしないでもないのでありませぬ。率直にそれを反省をして、もう少し、アメ

○宮澤國務大臣 私どももいたしましては、昨年の暮れまでに、政府として考えられるところはこゝまでである。それも御承知のように、わが国の業界がどうそれを判断するかというところは、手を触れさせませんまでいたしたことでございませぬけれども、政府としてはこれまでのことしか考えられないというのを申しまして、当初は、おそろしくアメリカ政府におきまして、かなり柔軟にそれを受け取りたいと思つたのでございませぬけれども、アメリカの業界自身は、むしろ立法によつて処置をすることのほうが簡明直截であるというふうな考えましたかいたしまして、政府間の交渉というものは、その段階でいけばその後の動きがないということ、今日に至つておるわけでございます。

○横山委員 第三番目に、こういう中絶状況というものを一体どう考えるかという中で重要な点は、北陸方面にいたしまして、私どもの東海方面におきましても、組織問題は、中小企業は特にそつてあります。非常に打撃を受けておるわけでございます。現にいま被害が継続しておるわけでありませぬ。これは日米交渉の政治的、経済的結果だということができると思ひますが、その点について政府は何も思ひませぬ。これは直接交渉交渉に基づく被害ではないからというふうなお気持ちであります。

リカの国会の情報なり、アメリカの政界なり、アメリカの業界の大勢なりというものを、もつと的確、冷静にあの当時でも知るべきだつたなという感じが、大臣、いたすではありませぬか。

○宮澤國務大臣 私どももいたしましては、昨年の暮れまでに、政府として考えられるところはこゝまでである。それも御承知のように、わが国の業界がどうそれを判断するかというところは、手を触れさせませんまでいたしたことでございませぬけれども、政府としてはこれまでのことしか考えられないというのを申しまして、当初は、おそろしくアメリカ政府におきまして、かなり柔軟にそれを受け取りたいと思つたのでございませぬけれども、アメリカの業界自身は、むしろ立法によつて処置をすることのほうが簡明直截であるというふうな考えましたかいたしまして、政府間の交渉というものは、その段階でいけばその後の動きがないということ、今日に至つておるわけでございます。

○横山委員 第三番目に、こういう中絶状況というものを一体どう考えるかという中で重要な点は、北陸方面にいたしまして、私どもの東海方面におきましても、組織問題は、中小企業は特にそつてあります。非常に打撃を受けておるわけでございます。現にいま被害が継続しておるわけでありませぬ。これは日米交渉の政治的、経済的結果だということができると思ひますが、その点について政府は何も思ひませぬ。これは直接交渉交渉に基づく被害ではないからというふうなお気持ちであります。

○横山委員 第三番目に、こういう中絶状況というものを一体どう考えるかという中で重要な点は、北陸方面にいたしまして、私どもの東海方面におきましても、組織問題は、中小企業は特にそつてあります。非常に打撃を受けておるわけでございます。現にいま被害が継続しておるわけでありませぬ。これは日米交渉の政治的、経済的結果だということができると思ひますが、その点について政府は何も思ひませぬ。これは直接交渉交渉に基づく被害ではないからというふうなお気持ちであります。

ば、そのためには、アメリカ側においても少し柔軟に事を考えてもらふ必要があるというものが、忌憚らない私どもの考えでございます。

○宮澤國務大臣 政府間におきましては、そのような状態になつておられます。

○横山委員 たいがい、一部の業界においてと言われましたが、いわゆる自発的、一方的自主規制の問題です。一部の業界のみならず、政府の中にもそういう考えがあり、それに反対する考えがある何つておるのでありますが、一方的自主規制について大臣は賛成でございますか、不賛成でございますか。

○横山委員 第三番目に、こういう中絶状況というものを一体どう考えるかという中で重要な点は、北陸方面にいたしまして、私どもの東海方面におきましても、組織問題は、中小企業は特にそつてあります。非常に打撃を受けておるわけでございます。現にいま被害が継続しておるわけでありませぬ。これは日米交渉の政治的、経済的結果だということができると思ひますが、その点について政府は何も思ひませぬ。これは直接交渉交渉に基づく被害ではないからというふうなお気持ちであります。

ますか。政府が、こういう現実に起こっておりま  
す被害について、何ら手を加えていないように考  
えますが、いかがですか。

○宮澤内務大臣 産地には御指摘のような情勢が  
ございまして、これにはいろいろ原因、よってき  
たるところはあるであろうと思つて見ておりま  
す。がしかし、そういう事実があることが確かだ  
ございまして、私どもとして、ことに年度末も  
近づいてまいりますから、何か方法を考えるべき  
ではないかと思つまして、事務当局にただいま検  
討を指示をいたしておるところでございます。

○横山委員 もうこの傾向は去年から出ておりま  
して、本年に入りましてや一―三月の危機と一般  
に中小企業問題はいわれておるのであります。特  
にこの日米交渉の影響を受けて、繊維関係の中  
小企業が非常に打撃を受けておるわけでありま  
す。私どもの委員長が先般福井へ参りまして、織  
維業界の諸君と懇談をいたしましたのであります  
が、こもこも口をそろえて何とかしてもらいたい、こ  
ういふ意見が非常に強いのであります。したがつ  
て私は、いま大臣が事務当局に検討を指示とい  
うようなまぬい段階ではいまいやないのだ。しか  
も、この交渉が再開され、大臣が言われるよう  
な、政府間の自主規制の妥結ができるということ  
がいま見通しがつかない段階である。したがつ  
て、それまで待つとか、いまから検討するとかと  
いう段階ではないのであります。この実際問題とし  
ては、妥結はしてないけれども、妥結をしたと  
同じような影響が現に出ておるのであります。か  
ら、これはやっぱり政府が、佐藤・ニクソン会談  
から生じた直接的な影響があると思つて、どう  
思つておられますか、もう少し責任を持つて、  
直面しておるこの中小企業問題について施策を  
みやかに実行すべきである、こう考えますが、ど  
うでございますか。

○宮澤内務大臣 率直に申しまして、日米繊維交  
渉のもつて現在の産地の状況の唯一最大の原因  
であるというふうには、私どもは考えておりませ  
ん。おりませんけれども、産地の実情はこのまま

放置しておくことは適当でないというふうには考  
えておりますから、当然の政府の責務として対策を  
考えるべきではないか、こう思つて、検討い  
たしておるわけでございます。

○横山委員 それはもちろんです。直接ずばり  
の影響だとは言いませんけれども、繊維業界が今  
日非常に疲弊をして、中小企業に不渡り倒産が出  
ております有力な原因が日米交渉に起因しておる  
ことは、識者の一致した見方なものであります。か  
ら、政府は責任を回避するようないふことに  
しなければなりません。

そこで、私は後日、特惠関税の問題につ  
いても、ひとつ十分私の意見を述べたいと思つてお  
るのであります。最近の中小企業問題で特筆すべ  
きことは、特惠しかり、あるいは日米交渉でもそ  
うであります。政府の施策が直接的な影響を  
もたらさないで、間接的に影響をする。したがつて、特惠関税の法律案  
でもできるならば、もうそろばんに合わない人は  
転廃業をしてもいい、税金は何とかまけま  
しょう。融資はいたしましよという施策が出て  
おるわけでありまして。しかし税金というものは、  
もうければ払うのであります。赤字の場合は払  
う必要がないのであります。赤字の場合には払  
う必要がないのであります。融資をしたも  
とは理屈が合わないのであります。融資をしたも  
のは、これは貸すのであります。返さなければ  
なりません。したがつて、政府の施策で転廃業  
が不可避の場合、あるいは、政府の中小企業政策  
の中で一つの大きな柱になっております構造改善  
政策によつていろいろな転廃業なり合同をする場  
合、こういう場合の施策というものが大きくなり  
たい文句であるにかかわらず、実効効用を持たれて  
いないというのを私は痛感しておるわけであ  
ります。

大臣は御存じかと思つて、石炭鉱業合理化  
臨時措置法、産炭地の中小企業の特別措置法、こ  
の法律は、この意味においては一歩前へ出てお  
るわけでありまして。つまり、転廃業する人の機械な  
りあるいは不動産なり権利なり、そういうものを  
買い上げをいたしておりますね。もうすでに中小

企業問題においても、石炭というものは重要な政  
策ではあります。一つのポイントを前に持つて  
おるわけでありまして。今後、激動の一九七〇年代  
の中小企業問題の中で、かくのごとく、政府が施  
策によつて中小企業に直接、間接的な影響をもた  
らしたものにございまして、一歩この石炭のよう  
な方法において、これを準用して進める必要はない  
のであろうか。先般来、公害の問題で廃業をした  
ところがございます。この公害の問題で、その土  
地を買い上げる、あるいはその買い上げた金で従  
業員の退職金なり何なりを払う、こういうことは  
市町村でもいたしておるわけでありまして、この  
際政府として、この特惠関税あるいは対米繊維交  
渉による諸問題、そのほか、政府が激動期にお  
いて政策を転換する、そのためにきつていけな  
くおれた仕事があつたからやめていけなくなる、  
ないしは業種を転換する、品種を転換するとい  
うようなものももう少しうまくできるよに――口  
先だけ税金をまけると言つたつて、税金はまける  
ものがないのであります。融資といつたつて担保  
がなくてはだめなものであります。返済能力が  
なければだめなものであります。保証人がなけ  
ればだめなものであります。政府の中小企業に  
対する転換政策というものはまだ骨身に徹してな  
い、こういうことを私は繰り返して主張してお  
るわけでありまして。繊維の問題につきましても、  
いま構造改善政策が行なわれております。いますけ  
れども、結局は、私どもが心配いたしますのは、零  
細企業の切り捨てになつておるのではないかと、あ  
るいは遅々として進まないのではないかと、複雑な  
手続、広範な機関があつて、現実的効果もたら  
してないのではないかと、そういうことを力説を  
しておるわけでありまして、もう一度高い次元か  
ら、この種の激動期における中小企業政策につ  
いて、大臣としてお考えになるべき時期に立ち至  
つておるのではないかと、こう思つて、いかがで  
すか。

○宮澤内務大臣 一般的にわが国の失業状態が解  
消をし、賃金水準が上昇をしております。周

辺国との間にそういう格差が出てきた。したがつ  
て、ただ労働集約的な産業では、それらの低賃金  
国と競争が困難になつてきたということにつ  
いて、それは政府の責任である、自分たちの責め  
ではないという考え方には、私は一般論として同調  
がいたしかねます。しかしながら、現実には急激な  
影響が中小企業に起こるといふことは、これはま  
た国として当然に処置をしなければならぬ問題  
でございますので、やはりそういう措置と、それ  
から人手不足に伴うところの構造改善等々、それ  
らのためには、政府としても進んで金も使ひ、ま  
た業界の指導、援助にも当たりたい、こう考  
えておるわけでございます。

○横山委員 私の言うことは、つぶれたやつはみ  
な政府の責任だと言つておるわけじゃないので  
す。限定してものを考へて提案をしておるわけ  
であります。すでに石炭の場合においても、そのや  
り方は出ておると言つておるのです。関連の中小企業  
の土地を買い上げ、あるいは権利を買い上げ、機  
械を買い上げて、それをさらにその下請に優先支  
払いをさせる、従業員退職金や給料に優先支  
払いをさせるというやり方はすでにあるというので  
すよ。じゃ石炭がつぶれるのは全部政府の責任か  
と、私はそれは必ずしも思つてはいない。しか  
し、エネルギー政策の必然の結果として、石炭の  
世界的動向としてそうなつていき、政府もそう考  
えておるから、石炭の関係については、中小企業  
についてそういう施策がいまあるというので  
すよ。あるたてまえからいふならば、繊維でも特惠  
でも同じではないか。減税と金融だけではもう手  
薄いではないか。いま停滞している構造改善政策  
がほんとうに進むためには、もう一歩必要なので  
はないか、こう言つておるのですよ。そして、現  
在も中小企業の振興事業もあるではないか、  
その機構を活用してやらせればやれるはずだ、  
こう言つておるのです。

したがつて、私が言うのは、つぶれたやつは全  
部政府の責任だというふうなところではなくして、  
何かそのよりどころがあるはずだ。確かに、  
それは政府の責任か、企業の責任かという点につ

いはむずかしい、それはわかります。けれども、その判断については政令で指定するとかい方法があるではないか。構造改善政策によって特定業種、指定業種になっているところがあるではないか。構造改善事業について政府が、これならばよろしいというその承諾を与えたやり方があるではないか。そういうよりどころがあるのであるから、決して何でもかんでもやれと言っているわけではないのです。

少なくとも私が考えるのは、この激動期で、政府は経済政策なり産業政策を変えざるを得ない。いまもいろいろとエネルギー政策を聞いておられる、私も非常に感ずるところがありましたけれども、やらざるを得ない世界的動向なり、あるいは国家的施策があるならば、それを立てる場合に中小企業が不存在では困る。地域住民が不存在では困る。存在をする中小企業やあるいは市民の諸君のために、まず誘導政策がうまくできるようにするために、現状の減税やあるいは金融だけではだめなんだ、こう言っているのですから、誤解しないようにもう一回答弁を願いたい。

○宮澤国務大臣 御指摘の点の大筋につきましても、私も横山委員の言われたように考えてよろしい、また考えるべきであろうと思っております。

ただ、石炭の場合のこととの関連でございすけれども、現在のようなわが国の石炭産業に対する対策というものは、やはり沿革的な理由があったであろうというふうに私は考えております。すなわち、非常に大量の炭鉱の労働者というものが、わが国がまだこのように完全雇用に近い状態でありませんとときに路頭に迷うということ、これは非常に大きな社会問題であったということ、及び石炭産業は地域ぐるみという色彩が非常に濃くございましたので、そのような理由が付加されておったのではないかと考えます。しかし、それは少し理屈に立ち入りすぎらぬがございすので、ただいま言われましたようなことを、全般的にそういう考えで見えていくべきではないかと考えられますことは、私も大筋として同様に

○横山委員 いずれこれは、特恵関税の法律のときに具体的に私も提案をして、政府の検討を願いたいと思っておりますのでありますから、政府も先ほど、事務当局に当面する組織の中小企業の措置について検討を命じておるとおっしゃるのでありますから、その検討の結果を法案審議の際にお伺いをいたしたいと思います。

それから、いまの石油の質疑を聞いておられて、お二人から委曲を尽くした質問がございまして、時間もございせんから私は省略をしますが、一つ、二つだけ伺っておきたいと思っております。

それは先ほど話が出た消費国の立場というのであります。将来にかけて、産油国と国際資本と消費国の立場で、同じテーブルについて三者が合議をするような体制をしくべきであるという点については、私も全く同感なのであります。それは、どういう方法でそれを推進すべきかという点であります。産油国会議を独自に提唱するか、あるいは関連の場に資源開発調整会議なり、どこかで提言をされておりますようなやり方をするなり、いろいろな方法があらうかと思っておりますが、大臣はどんな考え方を所持しておられますか。

○宮澤国務大臣 これは先ほどお尋ねがございましたので、かねて考えておりますことを抽象的に申し上げたわけでございますけれども、産油国とわが国のような消費国、それからその間にメージャーを持つております国、しかも消費国としての立場とメージャーを持つております政府の立場と両方ダブっておるような国も、御承知のようにございす。その辺のことがなかなか問題を複雑にいたすかと思っております。これは主として外務省などにも研究してもらいまして、もう少し具体化するのに手間がかかるのではないだろうか。ただいま思いつきを申し上げるようなわけにもまいらぬ問題ではないかというふうにも考えますので、検討させていただきたいと思っております。

○横山委員 これからエネルギー政策というものが非常に転換をするという点については、おそれどなたも異存はないと思っておりますが、先ほどのお話を聞いておりました私なりに感じましたことは、確かに数年たつたら電力も石油も需要と供給のバランスというものがほんとうにずれをおそれがある。だからといって、石油精製基地なり、あるいは原子力発電基地なり、あるいは電力なり発電設備なりをどんどん強行いたしますことが、いまの地域住民の心理からいってどんなことになるだろうか。この間総理大臣が、電気がつくるとの文句を言うのは困るというふうな発言をいたしました。総理大臣のような発言になる可能性があると、私は心配をしておるわけでありす。結局この種の問題は、あらゆる広範な立場というものがどうしても必要になる。その意味においては、通産省のいまの機構、いまの職務体制、局の名称等も、もはや一べん検討する必要があるのではないか。エネルギー政策の新しい推進という意味において、名称なり機構なり、あるいは仕組みなりというものを検討する必要があるのではないかということを私は痛感いたします。

また、もう一つ感じましたことは、これは委員長にも検討願いたいと思っておりますが、先ほどの質疑応答を聞いておりました、当面する問題については触れられましたが、私が言うような地域住民との関係というものは、国民の納得というもの、国民が安心して、それならばつくってくださというふうな客観情勢をつくるという点については、これは大問題だと思っております。このエネルギー資源が必要であるという点については、国民生活上、究極的にいって私も何ら異存はないと思っております。そういう点では、しかし広範な長期的な問題をここで大臣をときどき呼んで質疑するだけでは、ほんとうは十分な成果というものは得られないのではないだろうか。したがって、これから質問者も統出をする模様でありす。この種の問題について、一べん本

委員会としても別途検討する小委員会でも設けたらどうか。そうして、与野党が一致できる点があるならば、それを政府に提言するというようなことが考えられてもいいのではないかと考えておりますが、大臣と委員長のお考えを伺いたいと思っております。

○宮澤国務大臣 わが国の経済の規模が大きくなるに伴いまして、資源というものを一般にいわゆる当用買いをするということではどうしてい及ばなくなつてまいりました。したがって、基本的に、われわれの危険とわれわれの資力で開発をしていかなければならないという事態になつてまいりました。私もこれは通産省だけの問題ではございせんけれども、全省あげてこの問題を最も大切な政策の一つとして取り組んでおるような次第でございす。

○八田委員長 ただいまの横山委員の提案につきましては、理事会の協議事項といたします。

○横山委員 大臣の時間がなくなつてまいりましたので、商品取引について少し伺っておきたいと思っておりますが、昨年来非常に複雑な経過をたどりまして、本年一月に商品取引について通産省並びに農林省の許可が行なわれました。私はあの許可の経過並びに結果を見まして、まずまず政府としてはなすべきことをなされたかと、こういふふうに考えています。しかし、心配をいたしておりますことが二、三あります。

一つは、ああいふ許可の条件のしかたということ、つまり審議会の近藤会長の言ひ分によりまして、あれは仮免ですか、つまり犯罪人を仮釈放といひますか、そういうようなことなんだということが談話の中にも出ておるわけでありす。つまり、あと半年なり、条件が的確に行なわれるかいなかということによって問題は終局的に処理される、こういうことでありすから、これから一体あの条件の念査というものがどういふふうに行なわれるかということ、私はまず心配をしておるわけでありす。

第二番目の心配は、ああいふことについて、その

許可を受けた仲買人諸君の心理状態なのであります。形式的には、まあ公正な、これから商品取引の改善に努力をするという談話なり声明が、それぞれ出ております。しかし一部には、たいへん不満足なような考え方で、政府のあり方について陰で非難をし、あるいは国会の審議につきましても不満を漏らしておるようであります。私も政府の悪口や、私も国会の審議に対してとやこう申すことを、おそれるわけではありませんが、しかし、そういう考え方は、ほんとうにまだ徹し切っていないことを痛感するわけでありまして、いかに法律で規制をし、あるいは免許の基準をきびしくいたしても、結局はこれはモラルの問題だと痛感しておるからであります。御存じのように、イギリスではこの種の法律がございませぬ。イギリスでは金融機関といえども許可制度ではないのであります。だれでも金融がやれる、銀行がやれる、こうなっておるわけでありまして、わが国におきましては、どうしても法規制によらざるを得ぬ。あるいは政府の権力行政で処置をしなければならぬ。国会がおこるときにはおこらなければならぬ。そして法規制ということに相なる。したがって、私が心配いたしましたおりの、一体政府は、処置をさすればよい、許可をきびしくすればよい、悪かつたらまたやめさせればよい、こういふような考えであつてはならないのではないか。私が先般あなたにくどく言いましたのは、この商品取引業界のモラルの向上について、法律やいろいろのこと以前に、もう少し大臣が前へ出て、そして仲買人に対して、あるべき姿、あるべき方向というものを、もっと十分にあなたが前へ出るべきだ。組織もなるほど重大問題であろう。ほかのことも重大問題であろう。この商品取引については、国家をゆるがすような問題ではないかと思ふ。しかしながら、いま歴史的な商品取引の一番重大なときなんだから、部下にまかしておかないで、判を押すだけでないで、あなたがもう少し前へ出て、政治的な雰囲気なり、道義の高揚なり、モラルの改善なり

ということについて、少し前へ出るべきだと言っておきましたにかかわりませぬ、私の耳には、残念ながらそういう話がないわけでありまして。私の心配しておりますのは、いま言いましたように、こういう許可基準で前に出たけれども、一体そういう一部でくすぶっているようなことではどうなるか、せつかくのことが合なしてはないかという心配をいたしておるわけでありまして。

以上この点について、大臣の御所見を伺いたい。○宮澤国務大臣 確かに、この問題が世道人心に与えました影響は非常に寒心すべきものがございます。取引が現実には継続しておるといふ実情をえなければ、したがって、免許を取り消すということからくる混乱というものをあまり考えずによりしければ、もう少し簡明直截な措置もとれたかと思ひますが、そのようなことをも考えまして、あのような処置にいたしました。

しかし問題は、仰せられますように、結局モラルの問題であります。それからまた、大衆が不用意にこれに参加するに至つてしまつたような制度の運営の問題でもございます。したがって、そういう点につきましても、今回のことを機会に十分お話ししておるつもりでございますけれども、なお徹底させる必要もございまして、取引の内容あるいは銘柄等々につきましても、御承知のように、すでに基本的な検討を始めたわけでございます。それと相まちまして、もう一度あのような不正常的状態を招くことがないように戒心をしてまいりたいと思つております。

○両角政府委員 御指摘のございました、私どもの許可のあの始末をどうするかという点でございますが、御承知のように、今回二百六十二の仲買人の許可をいたしました。その中でCクラス、Dクラスといふ二十九社につきましては、改善計画というものを提出を求めております。したがって、先ほどお話がございましたように、許可はこの改善計画の実行という条件をいたしておるわけでございますが、私どもは、そのような計画が現実には厳正に各仲買人において行な

われていくということを常時監視をいたし、また直接これを推進、指導もいたしておる次第でございます。そして、もし、そのような改善計画の実行が、その事態においてとうてい遂行できないというような事態になると仮定いたしましたら、さうな場合は当然許可の取り消しということも考えなければならぬ。したがって私どもとしては、許可のいわばアフターケアというものについて、全力をあげて努力をいたしておるということをお申し上げます。

○横山委員 昨年来、この許可移行に伴つて私が心配しておりましたもう一つのこと、残念ながら許可せられなかつた場合、条件がきびしくなつた場合に、大衆投資家の権利が守られるかどうかという点については、ここで申し上げてかえつて大衆投資家なり世間を騒がせてはいかぬと思ひまして、政府側に厳重に善処をお願いしておいたところでありまして。しかるところ、御存じのようにマルミチが自願をいたしました。私が承知をいたしておるところによりまして、マルミチは昨年九月でございますが、純資産三億八千万円を持っておつたと報告を聞いております。ところが、わずか半年も出ない今日、自願をして赤字であるということなんであります。そして、マルミチに証拠金を預けております投資家はまた一般債権者等に対して、債権の回収率が四割くらいではないかという話があるわけでありまして。事の意外に私はたいへん驚き、政府は一体何をしておつたのであろうか。毎月毎月、資産表なり損益計算書を取り寄せて、そして廃業した場合、転換をした場合に、大衆投資家のために十分な措置ができるように、財産が他に転用されたりいろいろなことのないように、十分に配慮するように要請をしておいたにかかわらず、ふたをあげてみたらばこんなことではあります。なぜこんなことになつたのか、まずその事情を簡潔に説明をいたしました。

○両角政府委員 ただいまお話がございましたマルミチの件でございますが、確かに御指摘のとおり、昨年の九月ごろ、各取引所の合同の経理審査にあたりまして、当該企業の経理内容が悪化をしておるといふことが判明をいたしました。したがって、各取引所が一致いたしました。このマルミチの経理の改善のために特別の措置をとるよう指示をいたしたわけでありまして。その措置とはどういふことかと申しますと、主として営業権の譲渡、その他の資産の処分を行なひまして、その経理の内容の健全化をいたして、そうして委託者に対する被害を最小限度にとどめるよう必要な措置をとるよう要請をいたした次第でございます。

なぜこのような事態に立ち至つたかという点でございますが、御承知のように、昨年来、商品取引所のいわゆる高い高の減少ということもございまして、またこの会社が自己売買にあたりましての損を相計上したというふうな経緯もございしますが、最も主要な原因は帳簿にあらわれておらないところにあつたわけでございます。この企業がいわゆる傍系会社、関連会社に対する手形の裏書きをいたしました。その裏書きによりまして債務の弁済に迫られたということが主たる原因かと存じております。したがって、現在までに判明しておりますところによりまして、マルミチが法定上、すなわち商品取引所法によりまして要請されます純資産額は約一億五千万円ということになつておりました。取引所としましては、先ほどお話のように、三億円程度の純資産額がございましたので、それとの関係においてはこれはまだ問題視しておらなかつた。しかるに簿外の債務というものが新たに発見されたところから、昨年の秋以来、急速その対策のために必要な措置を講じてまいつた、こういう経緯になつております。

○横山委員 そういふことであれば、そういう経験をすれば、もうこれから簿外の借入れがある、手形の割引引きをしている、関連会社へ金を黙って貸しておるといふことがあるならば、取引所にどんなに報告を出しても、あるいは役所

にどんな報告をしましても、それは信用ならぬという結果と相なったと思うのであります。一体これはどう考えたらいいのであろうかということでありませぬ。

時間の関係で私は端的に伺いたいと思うのであります。証券と商品と比較してみますと、まず第一に証券業界においては兼業の禁止が行なわれておる。商品取引においては、やみくもに単純に兼業の禁止をするわけにはまいらない事情もあるけれども、少なくとも兼業について一歩禁止的条項を定めるべきではないか。特に商品取引業界では、キャバレーをやっている、あるいは馬を持っている、画廊を持っている等々、まことに水商売に手を出されている人が多い。マルミチは川島建設の関連会社であります。川島建設がやっておりますのを見ますと、ボクシングやキックボクシングとたいへん仲がいい。そして私の知るところによりまして、さらに進んで川島建設を通じて高利貸しから金を借りておる。高利貸しは一体何か。ここから以上は今日の段階では言いませんけれども、警視庁の捜査の段階に入っておるような気がしてならぬのであります。

そういうようなことだといたしますならば、このマルミチの経験というものは十分考えなければならぬ問題だ。第一に、証券の法律を引用するばかりでは知恵のない話ではあります。少なくとも内部蓄積、配当制限という点についても一歩を進める必要がある。兼業禁止もまた同様である。第三番目に、この種の問題について、仲買人組織あるいは商品取引所を通ずる共同保証制度、あるいは保険制度、そういうものを考えなければ、証拠金を取引所へ預けているといつたて、いままでは四割、今回から五割になるわけでありませぬが、結局、四割や五割では債権者、大衆投資家の保護には事実上はならぬではないかということが考えられる。最後に資本金の問題がある。数十億の商いをしておいて資本金が二百万円であるいは三百万円だということについては、どうにも理解がいたしかねる。許可がされたあとでありますか

ら、長期的展望としていまいない私は思うのであります。資本金の問題についても十分考えなければならぬことではあるまいか。このマルミチの経験というものをあれほど言っておいたにかかわらず、ふたをあげてみれば、こんなばかんなことになって、取引所はもろんであります。政府の監督責任というものが上つらでなわかれ、帳面を見て、あるいは報告書を見て、ああ資産はあります、三億八千万円ありますからと言いい、取引所の鈴木会長も記者会見で、いや、だいたいようぶですと言ったとか言わぬとか、それがまた債権者を激怒させておるといふ状況で、今日の取引所やあるいは役所も、そういう月々の報告を見て、ああ、これならだいたいようぶだと言っているのはまことにばかげた話だ、こういうふうな考えられてならないのであります。以上の点についてどうお考えですか。

○両角政府委員 今回のマルミチの事件は、私どもとしましてはまことに遺憾な事件であったと思っております。ただいま、今後の仲買人の經理の健全化、特に委託者保護の見地からする各種の經理基準というふうなものにつきまして、法的にもしくは行政面でもいろいろ再検討をすべき問題があるのではないかと御指摘は、まことにこのもともとも存じます。特に資本金の問題、内部蓄積の問題あるいは配当の問題、いろいろな角度から、私どもも今回の教訓を生かしまして、今後の仲買人の經理の健全化という意味での基準の再検討ということに取り組みつもりでございます。

○横山委員 後刻また御質問をいたしたいと思っておりますが、時間の関係で、先ほどの石油関係で、先般本委員会で取り上げましたマネブラの問題につきまして、少し政府の意見をただしておきたいと思っております。私が先般、商工委員会で局長に対して、エッソとマネージャープラン、全国約三百のマネブラとの間の調整を依頼いたしました。しかるところ局長は、その際、善処をいたしますと答えられたのであります。マネブラの問題を提起してどうか

れこれ十カ月近くになると思っております。一向この話がついておりません。エッソはその後いよいよ新契約書なるものをつくりまして、全国に向かつてこの新契約書に対する同意書を要請しております。ところがその新契約書というものは、私が見ましてもまだまだだまらずいふん多くの問題を控えておるわけでありませぬ。そこでまず第一に政府側に、同意書があらわらば紛争の種になっておるのであります。同意書について意見を聞きたいと思っております。新計画に賛同をし、契約にかわるものとして私は二月末までにこれに賛成をしたかたのだけれども、保証人がまだつかぬので、四十六年に延期してもよろしくお願ひする、という同意書をエッソの本社が全国各地でとらせて、そしてそれがかなり集まったという誇示をしているわけでありませぬ。同意書というのはいかんなる法律的效果があるものだろうか。これは少なくとも私の感ずるところは、契約がされたとは言えない。また本年に入つてまだ調印をしてないのであります。しなかつたからといって契約違反とは言えないと思っております。聞くところによりまして、エッソは通産省へ行きまして、会計処理上必要だから集めております、こういう説明をしたさうであります。これまたおかしな説明で、説明するほうも説明するほうなら、ああさうですかといつて承ったほうも承ったほうだと思つておるものであります。いまこのエッソは同意書を全国的にとらうとして、そしてマネブラの連合会は公正取引委員会に提訴をし、同時に通産省に調停の申請をいたした模様であります。かくのごとき状況の中で、私は、公正取引委員会及び通産省が、この提訴並びに調停の申し立てについてどういふ措置をなさうとしておられるのか、まず簡潔にそれを伺いたいと思っております。お答え申し上げます。

○古田(文)政府委員 お答え申し上げます。御指摘のエッソ・スタンダードのマネブラ契約につきましては、これは昨年の五月ごろから予備審査と予備調査ということで調査をいたしてきており

ます。ただ表面の契約だけ見たのでは、これは実際にそれがどういふふうな運用されているかというところはよくわからなかつたわけでございます。ところが最近になりました、具体的事例を出してくれということがございましたし、またことしに入りましてから、これは正式に審査——事件内容としては、どうもエッソがマネージャーに対して、サービステーションの経営方法等について不当な制約を加えている、すなわち不正な取引方法に該当するおそれがあるんじゃないかということ、現在審査をいたしておる段階でございます。したがって、本件の処理につきましては、審査を行なつた上で違反事実があれば、これは必要な排除措置をとりたいというふうな考えをしております。

○本田政府委員 お答えいたします。当委員会におきまして、横山先生からマネージャープラン方式につきまして御質問を受けて以来、かなり時間がたつておりました。なほ解決を見ないという点につきましては遺憾に存じております。御指摘のように、われわれのほうにも調停申し立てという文書が参つております。調停という意味がなんでございますが、われわれとしては、本問題の解決について通産省として結論の出るようになつてほしい、という御要求と理解しておるわけでございますが、その意味におきまして、従来われわれとしましては、当事者間の取引の話でございますので、できるだけ当事者の話し合いで解決をしたいということで、話し合いにつきまして、両当事者にそういう場所を持つことをすすめておつたわけでございますが、最近の情勢でございますので、われわれも中に入りまして、両者の申し分を聞きまして、両者の意見の食い違いを調整するようにあつせんいたしたいというふうな考えをしております。

○横山委員 ぜひそうしてやっていただきたいと思つております。念のために申し上げておきますが、苦情の



摘の中にございました千五百九十億円の追加貸し出し規模をきめたわけでございますけれども、それだけでは不十分ではないか、こりいう観点に立ちまして、種々の面からの検討を開始し、関係大蔵当局とも一部交渉を始めておるところでございますけれども、特にまず第一にやらなければなりませんことは、やはり償還期限の延長と申しましょるか、年度末で償還期限が来るという、そういう債務につきまして、その延長を一部はかつてやる必要があるのではないであらうか。これは消極的な手段ではございますけれども、企業にとりましては非常に有効な手段にならうかと思ひます。それからさらに、特に最近の金詰まりの現象の、中小企業にとりましての中心はやはり運転資金でございます。したがって、特に国民金融公庫、商工中金等に対する貸し出しワクにつきましても、やはりこの際弾力的に考えてまいる必要があるのではないであらうかというふうに考えております。

それから第三の問題といたしまして、これも昨春秋に一部増加ワクをいたしたわけでございますけれども、現在、信用保証協会の保証というものが持つておりますその機能は、だんだんと拡充いたしております。そういう観点からいたしまして、中小企業信用保険公庫の保証の引き受け額、この限度をやはりこの際引き上げる必要があるのではないであらうか。

以上のような角度から、現在いろいろとデータを集めまして、この三月の金融対策として間に合うよう早急に具体的な手を打ちたいというふうに考えておるところでございます。

○松尾(信)委員 考えはよくわかりました。しかし、国民金融公庫にいたしまして、中小企業公庫にいたしまして、それぞれ第四・四半期と申しますか、最後の四半期の自分のワクといいますが、本年度の資金のワクがあるわけですか。そういうワクの中から操作されるということでは少しも前進がないわけでありまして、機関のワクを広げる。または保証協会の限度額の引き上げ等も、

いままでの四十五年度の残された分、資金ワクでなくて、そこには期末金融として特別に追加していくんだというものがなくては意味がないのじゃないか、こう思ひます。現在の手持ちのワクも早く出す。これは資金のワクを早く出すということですね。それから足りない分を追加して補ってやる。これがなくちゃいかぬのじゃないかと思ひますけれども、どうでしょう。

○古光政府委員 お話のとおりでございます。私がお答へ申し上げましたのも、そういう意味におきまして、三機関の貸し出しワクにつきまして、三月末までに、当面必要とするものについて、貸し出しワクの追加を含めまして、現在検討いたしておるところでございます。四月に入りまして、来年度の財投計画の運用の問題になりますので、したがって、まだふところが広うございますから、そのほうにつきましては、傾斜的に使つてまいらうというふうな方向で処理できると思つておりますけれども、三月末までの問題につきましては、既往の貸し付け規模にさらにプラスアルファを考えていく、こりいう方向で対処してまいりたいと思つております。

○松尾(信)委員 よくわかりました。それでプラスアルファの問題ですけれども、そこをひとつ、実態が実態でございますので、しっかりと交渉されまして確保してもらいたい、うんと積み上げをがんばつてほしい、これを要望いたしまして、私のきよりの質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

○八田委員長 次回は、来たる二十六日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。  
午後一時三十九分散会

昭和四十六年三月四日印刷

昭和四十六年三月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局